

令和5年度第一回横浜市学校保健審議会 次第

日時：令和5年5月24日(水) 午後7時00分～

場所：横浜市庁舎18階 みなと6・7会議室

1 開会

2 委員紹介

3 議事

(1) 会長及び副会長の選出

(2) 会議録確認者の指名

(3) 報告事項

ア 学校関係者に関する新型コロナウイルス感染症の感染状況及び感染対策、
CO₂ モニターの設置について

イ 令和5年度ゲーム障害・ネット依存に関する事業について

ウ 学校安全部会について

(4) 審議事項

児童生徒の学校内での感染症対策等について

(5) その他

4 閉会

○ 配付資料

- ・ 委員名簿
- ・ 横浜市学校保健審議会条例
- ・ 横浜市学校保健審議会運営要領
- ・ 横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱
- ・ 学校関係者に関する新型コロナウイルス感染症の感染状況及び感染対策について
- ・ 令和4年度ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームの実績報告について
- ・ 横浜市記者発表資料「「横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査」の報告書が提出されました。」
- ・ 学校安全部会について
- ・ 学校におけるインフルエンザ／新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

横浜市学校保健審議会委員名簿

(委員)

(順不同)

氏名	性別	選出区分	役職名
物部 博文 <small>ものべ ひろふみ</small>	男	学識経験者	横浜国立大学教育学部教授
鈴木 裕子 <small>すずき ゆうこ</small>	女	学識経験者	国士舘大学文学部教育学科教授
大久保 辰雄 <small>おおくぼ たつお</small>	男	学校保健関係者	横浜市医師会常任理事 学校医部会副部長 (内科校医)
天貝 徹 <small>あまがい とおる</small>	男	学校保健関係者	横浜市医師会常任理事 学校医部会常任幹事
荒木 敏哉 <small>あらかき としや</small>	男	学校保健関係者	横浜市歯科医師会常務理事
油谷 由美 <small>あぶらたに ゆみ</small>	女	学校保健関係者	横浜市薬剤師会常務理事
竹原 浩太郎 <small>たけはら こうたろう</small>	男	学校保健関係者	横浜市PTA連絡協議会会長
片山 里美 <small>かたやま さとみ</small>	女	学識経験者	弁護士
佐藤 みのり <small>さとう みのり</small>	女	学識経験者	弁護士
佐藤 豊 <small>さとう ゆたか</small>	男	学識経験者	桐蔭横浜大学スポーツ科学部 スポーツ教育学科教授
梅澤 秋久 <small>うめざわ あきひさ</small>	男	学識経験者	横浜国立大学教育学部教授

任期：令和5年2月1日～令和7年1月31日

(臨時委員)

(順不同)

氏名	性別	選出区分	役職名
青木 治人 <small>あおき へいと</small>	男	学識経験者	横浜スポーツ医科学センター長・整形外科医
井手口 学 <small>いでぐち まなぶ</small>	男	学識経験者	横浜国立大学非常勤講師
堀井 雅道 <small>ほりい まさみち</small>	男	学識経験者	国士舘大学文学部教育学科准教授
浮貝 明典 <small>うきがい あきのり</small>	男	学識経験者	特定非営利活動法人PDDサポートセンター グリーンフォレスト 地域生活支援部長
村松 謙 <small>むらまつ けん</small>	男	学識経験者	弁護士
芹澤 杏奈 <small>せりざわ あんな</small>	女	学識経験者	弁護士

任期：令和5年2月1日～令和6年1月31日

○横浜市学校保健審議会条例

昭和39年6月10日

条例第72号

改正 平成16年12月24日条例第79号

平成29年10月5日条例第40号

横浜市学校保健審議会条例をここに公布する。

横浜市学校保健審議会条例

(設置)

第1条 横浜市立学校（以下「学校」という。）における保健、安全の管理及び教育を適正に行うため、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、横浜市学校保健審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平16条例79・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校の児童、生徒及び教職員（以下「児童等」という。）の保健管理に関すること。
- (2) 児童等の伝染病の予防及び食中毒の防止に関すること。
- (3) 児童等の精神衛生に関すること。
- (4) 保健教育に関すること。
- (5) 学校における安全管理に関すること。
- (6) 安全教育に関すること。
- (7) 学校環境の整備に関すること。
- (8) その他学校保健の振興に関すること。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員は、学識経験のある者、学校保健関係者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 臨時委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

(平29条例40・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、その都度教育委員会が定める。

(平29条例40・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 教育委員、教育長及び教育委員会事務局職員は、必要に応じ、会議に出席し、発言することができる。

(平29条例40・一部改正)

(部会)

第6条の2 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員10人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 第5条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と

と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平29条例40・追加)

(関係者の出席等)

第6条の3 会長又は部会長は、それぞれ審議会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(平29条例40・追加)

(幹事及び書記)

第7条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。
- 4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(平29条例40・一部改正)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行後最初の審議会の招集は、教育委員会が行なう。

附 則 (平成16年12月条例第79号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市学校保健審議会条例第3条第4項の規定により横浜市学校保健審議会の特別委員に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市学校保健審議会条例第3条第4項の規定により横浜市学校保健審議会の臨時委員に任命された者とみなす。

横浜市学校保健審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市学校保健審議会条例（昭和39年6月横浜市条例第72号）に基づく横浜市学校保健審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事日程)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

(開会等)

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

(議事の運営)

第4条 議事の運営は、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によるものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(発言及び採決)

第5条 会議において発言しようとするものは、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言しなければならない。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

(会議録)

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

(3) 議事日程等

(4) 議案に関する議事及び議決の状況

(5) 議案及び関係資料

(6) その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得

る場合又は次回の会議開催まで1箇月以上を要する場合においては、審議会があらかじめ指名した者の確認を得ることとすることができる。

(審議会会議の公開)

第7条 審議会会議は公開とする。

- 2 審議会会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場の受付で受付簿に氏名、年齢及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- 3 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(会議資料の配布)

第8条 審議会会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は会長が定める。

(秩序の維持)

第9条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第10条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長はその旨宣告するものとする。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(部会)

第12条 前各条の規定は、部会会議について準用する。この場合において、本要領中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会の議決)

第13条 横浜市学校保健審議会条例第6条の2第6項に定める部会議決については、

事前に審議会の承認をもって、審議会の議決とすることができる。

附 則

この要領は、平成14年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月25日から施行する。

横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱

制 定 平成12年 6 月

最近改正 平成24年 3 月

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づく附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、次に定める機関の会議とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置された附属機関

(会議開催の事前公表)

第3条 附属機関の会議の開催に当たっては、当該会議の開催の日前7日までに、次に掲げる事項を記載した会議案内（様式第1号）を、市役所掲示板（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所掲示板）に掲示し、併せてホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に附属機関の会議を開催するときは、開催の決定後、速やかにこれを行うものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
- (6) 傍聴の申込方法（公開する場合のみ）
- (7) 問合せ先

2 前項の会議案内は、横浜市市民情報センター（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所総務部区政推進課広報相談係）に備え置き、市民の閲覧に供するものとする。

(非公開等の決定)

第4条 附属機関の長は、当該附属機関の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 前項の場合において、附属機関の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

（理由等の会議録への記録等）

第5条 附属機関の会議の一部又は全部を非公開とした場合には、その旨を第8条に定める会議録に記録するものとする。

（会議の傍聴等）

第6条 附属機関の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、附属機関は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。

3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、附属機関が必要と認めるときは、抽選によることができる。

4 附属機関は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

（会議資料の提供）

第7条 附属機関の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

（会議録の写しの閲覧）

第8条 附属機関は、会議を公開した場合においては、当該会議に係る会議録（横浜市附属機関設置運営要綱第5条第3項に規定する会議録をいう。）の写し等を、会議録の確定後、担当課及び横浜市市民情報センターにおいて1年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

（運営状況の報告）

第9条 附属機関は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、様式第2号により、市民局長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 非公開とされた会議の議題及び回数
- (4) 各回の傍聴者数

2 市民局長は、毎年1回、附属機関の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

(附属機関の長が選任されていない場合の特例)

- 2 附属機関の長が選任されていない場合は、当該附属機関の会議は、公開で行うものとする。この場合において、附属機関の長が選任されたときは、会議の非公開等の決定は、第4条に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条）

会 議 案 内

開催日時	会 議 名	開催場所	議 題	公開・ 非公開の別	傍聴者 の定員	傍聴の申込方法	問合せ先
平成 年 月 日 時から 時まで	第 回		1 2 3		人		局 課 電話 ()

様式第2号（第9条）

年 月 日

市 民 局 長

局 区 長

年度附属機関の会議の公開に関する運営状況について（報告）

標記について、次のとおり報告します。

1 附属機関の名称

2 運用状況の概要

会議の開催回数（a）	公開された会議の回数（b）	非公開とされた会議の回数 (同一会議で一部公開とした場合は内数)	傍聴者数 (合計)	公開率 (b / a)
回	回	回	人	約 . %

3 内訳

開催日	議 題	公開・非公開の別	傍聴者数
月 日			

学校関係者に関する新型コロナウイルス感染症の感染状況及び感染対策について

1 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）及び令和5年4月1日～5月7日までの状況
感染症への対応について、令和2年度に策定した「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」を、学校における基本的な感染症対策としてまとめ、「横浜市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に改訂し、感染拡大の予防を図りました。マニュアルでは「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入しながら、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障しました。

なお、令和5年1月27日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類に位置付けること」が決定されました。令和5年2月10日には、同本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定され、令和5年4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされました。また、4月1日より前に実施される卒業式については、「卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とする」等とされました。

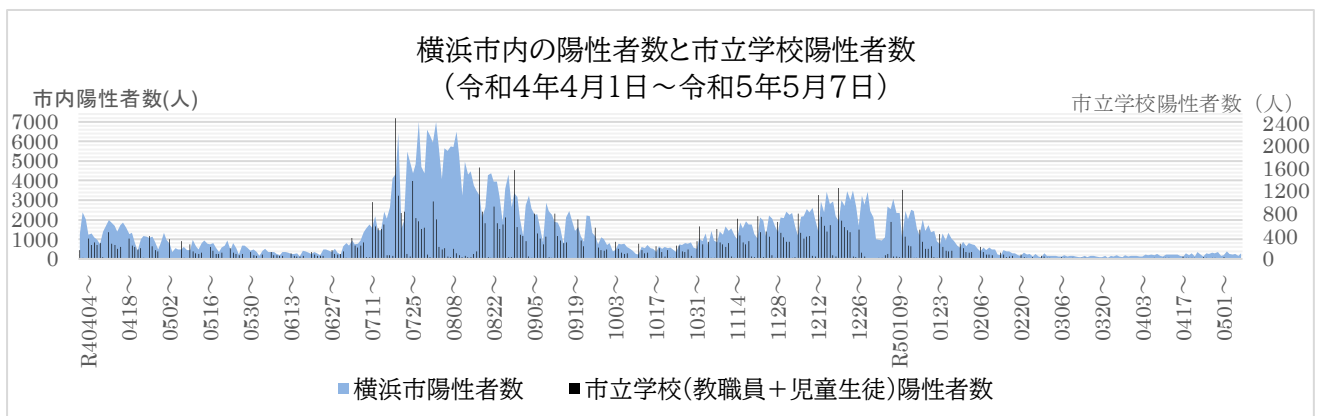
本市では政府の方針を踏まえて、卒業式において、「児童生徒・教職員は、歌唱等以外ではマスクの着用を求めない」、「来賓や保護者等は、マスクの着用を求める」、「様々な事情によりマスク着用を希望したり、マスクを着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないようにする」等と通知しました。

令和5年4月1日からは、政府の方針を踏まえて、「学校教育活動において、個人の主体的な選択を尊重し、児童生徒・教職員ともマスクの着用を求めない」、「様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする」、「感染リスクが比較的高い学習活動と想定される密になる活動等の実施にあたっては、常時換気や大声での会話を控えること、横の人と触れ合わない程度の距離を確保することなど、一定の感染症対策を講じること」、「入学式等の儀式的行事において、国歌・市歌・校歌等の斉唱や合唱時等も含めて、児童生徒・教職員・来賓・保護者とも、マスクの着用を求めない」等と通知しました。

(1) 児童生徒及び教職員の感染状況（令和4年4月1日から令和5年5月7日）

令和4年4月1日以降、令和5年3月31日までの間に児童生徒の感染者は69,689人、教職員の感染者は5,381人、感染者が発生した学校は507校となっています。

令和5年4月1日から、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類に移行する前日の5月7日までの間に児童生徒の感染者は336人、教職員の感染者は45人、感染者が発生した学校は179校となっています。



(2) 年間を通しての傾向など（令和4年4月1日から令和5年5月7日）

ア 児童生徒の感染状況

オミクロン株が主流となる中で、令和4年4月1日～令和5年5月7日の感染状況については、令和4年7月～9月のいわゆる第7波、令和4年10月以降のいわゆる第8波があり、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者が急増しました。児童生徒の感染者数は、第7波では1週間に最大5,070人、第8波では1週間に最大3,375人の報告がありました。

感染した児童生徒の症状については、ほとんどが有症状で、発熱、咳、頭痛、味覚・嗅覚の異常等が報告されていますが、重症例はありません。

<表 児童生徒の感染状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日）>

R4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
小	3,655	2,007	1,154	8,811	7,893	5,498
中	1,116	582	298	3,978	3,099	1,586
高	143	60	31	438	296	180
特	22	17	15	69	77	38
計	4,936	2,666	1,498	13,296	11,365	7,302

R4年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R4.4～R5.3 合計
小	2,229	5,625	7,132	3,842	1,102	134	49,082
中	955	2,078	2,778	1,520	287	63	18,340
高	111	206	208	168	23	8	1,872
特	9	45	46	43	10	4	395
計	3,304	7,954	10,164	5,573	1,422	209	69,689

<表 児童生徒の感染状況（令和5年4月1日から令和5年5月7日）>

R4年度	4月	5月	合計
小	188	19	207
中	86	15	101
高	22	2	24
特	4	0	4
計	300	36	336

イ 学校の状況

令和4年4月1日から令和5年5月7日までに、教職員と児童生徒で陽性が確認された市立学校は507校ありました。児童生徒等や教職員の陽性が判明した場合、学校での活動の状況を踏まえ、学校内で感染が広まっている可能性が高いと判断した場合、必要に応じて、教育委員会が臨時休業を実施しました。臨時休業とした学校が延べ344校あり、内訳は、学校全体の臨時休業が1校、学級閉鎖が343校でした。

2 令和5年5月8日からの学校における新型コロナウイルス感染症対策

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行しました。

文部科学省の通知を踏まえて、本市の対応としては、「横浜市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を廃止、「学校におけるインフルエンザ／新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を策定し、令和5年4月28日に学校へ通知しています。詳細は別紙マニュアルを御参照ください。

(1) 感染症対策について

本市通知では、基本的な感染症対策として、「手洗い、咳エチケットなどの感染症対策」、「教室の常時換気」、「児童生徒の健康観察」、「日常の清掃」などを実施するよう通知しています。

また、感染流行期には、基本的な感染症対策に加えて、「学校教育活動においてグループワークは少人数で実施、大声での会話を控える、近距離で向かい合っでの発声は控える、身体的距離の確保」などを状況に応じて実施するよう通知しています。

(2) 学級閉鎖の考え方について

5月8日から、教育委員会が行っていた学級閉鎖の判断については、教育委員会が示す学級閉鎖の考え方にに基づき、学校長の判断としました。

具体的には、直近3日間に登校していた児童生徒の新型コロナウイルス感染症罹患、新型コロナウイルス感染症様症状*による欠席・早退者の合計が1クラス2割以上の場合、学校医の助言に基づき、学校長が必要と判断したときは学級閉鎖を検討することとしています。

※ 発熱、咽頭痛、咳等の風邪症状のことを含む

(3) マスクの着脱等について

本市通知ではマスクの着脱等について、留意事項として、「学校教育活動において、個人の主体的な選択を尊重し、児童生徒・教職員ともマスクの着用を求めない」、「登下校時や運動時等は、今後、熱中症の危険性が高まることから、特に積極的にマスクを外すよう呼びかける」、「基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、児童生徒の発達段階等に応じて、丁寧に指導を行う」等と通知しています。

3 CO₂モニターの設置

横浜市立学校では、感染症対策の一環として教室の換気に努めています。

令和5年1月10日から、各クラスの場所や場面に応じて、効果的な換気を行うことができるよう、全市立学校、全クラスに二酸化炭素濃度が測定できるCO₂モニターを設置しました。児童生徒の換気の実践や意識の向上を図り、安全・安心な学校環境につなげていきます。

また、窓開け換気などでCO₂濃度が下がらない場合、サーキュレーターの導入や換気扇の設備更新等により教室の環境改善へつなげていきます。

さらに、保護者の方をはじめ、関係者のみなさまにも安全・安心な学校環境を知っていただくきっかけとして、各校に設置するCO₂モニターのうち4台をインターネットに接続し、全市立学校の二酸化炭素濃度等をWEBページに公表しています。

<概要>

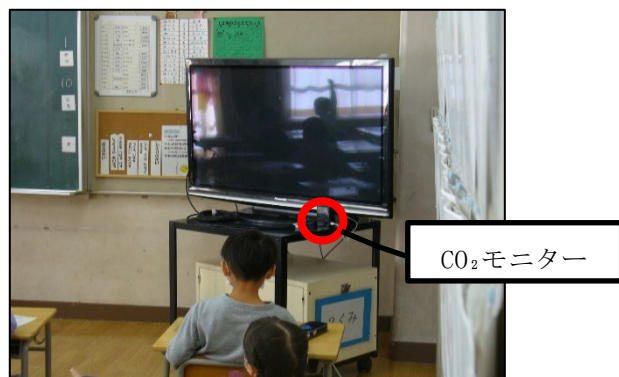
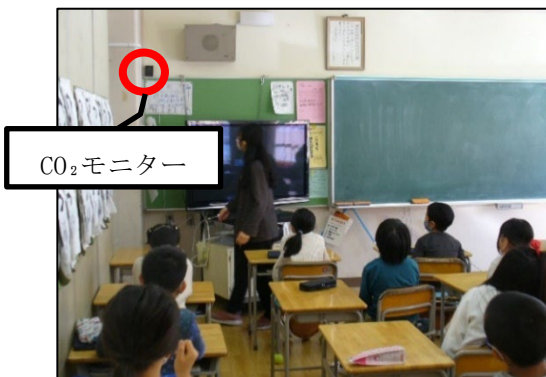
換気方法	クラス内の二酸化炭素濃度 1,000ppm※を目安に換気に取り組みます。
対象	横浜市立学校全校（小・中・義務教育・高等・特別支援学校）
設置台数	<p>全校全クラスに設置します。</p> <p>各校の4台をインターネットに接続し、この4台分の情報が随時確認できるように専用のWEBページに公表します。</p>
URL	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/hoken/kuukimieruka.html



※ 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、学校でも「できる限り 1,000ppm 相当の換気等に取り組むことが望ましい」とされていることを踏まえた目安

<運用の様子>

○CO₂モニターを各クラスに設置し、常時計測。基準値に達した場合、音等で換気を促します。



○保護者、関係者の皆様に学校環境を知っていただくためにWEBページで数値を公表します。



横浜市学校保健審議会ゲーム障害に関する部会からの提言を踏まえ、①ゲーム障害・ネット依存の正しい理解の普及啓発、②家庭と連携した発達の段階に応じたゲーム障害・ネット依存の予防のための取組の推進、③ゲーム障害・ネット依存の問題解決に向けた相談機能の強化を柱に、具体的な対応の検討を進めるため、令和4年4月に教育委員会事務局内の「ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチーム」を設置し、年6回の会議を開催しました。検討結果については、令和4年度の取組の実施、令和5年度予算に反映させました。プロジェクトチームでの検討内容の概要、令和4年度及び令和5年度の取組について報告します。

令和4年度プロジェクトチームの検討内容の概要

1 プロジェクトチームの構成

健康教育・食育課、小中学校企画課、教育課程推進室、高校教育課、特別支援教育課、人権教育・児童生徒課（オブザーバー）健康福祉局精神保健福祉課、こども青少年局こども家庭課

2 プロジェクトチーム会議の主な検討事項

開催回	開催日	主な議題	開催回	開催日	主な議題
第1回	4月28日	プロジェクトチームの目的、取組・施策の方向性について	第4回	7月28日	具体的な取組と予算対応の状況について
第2回	5月31日	提言に基づいた具体的な取組・施策案とスケジュールについて	第5回	9月20日	医療機関との連携及び学校での相談環境、小学生向け教材について
第3回	6月30日	取組・施策の全体像と事務局の役割について	第6回	1月23日	関係機関との連携、令和5年度モデル事業協力校について

3 意見交換を踏まえた施策の方向性と課題

(1) 横浜市依存症対策地域支援計画における教育の役割の整理

ゲーム障害・ネット依存に関することを学校・教育委員会事務局として、どう対応すべきか、役割を整理し取り組むべき施策を検討した。

学校の役割

- ①授業等を通じて、児童生徒、保護者への正しい理解を啓発
- ②相談を通じて、専門家へつなぐ。

教育委員会事務局の役割

- ①相談窓口となる教職員（SC、専任教諭、養護教諭、SSWなど）等への研修
- ②教材、授業づくりのための指導資料作成 ③学校全体への広報、体制づくり

(2) 「ゲーム障害、ネット依存の正しい理解の普及啓発」に関する検討

これまで家庭の問題として捉えていた児童生徒のゲーム・ネットの問題が、学校生活にも影響を及ぼしていたり、ゲームやネットの過度な集中が現れている状況があり、学校として認知度を高めていく必要がある。そのため、学校で児童生徒に関わる教職員の理解を図る施策を検討した。

⇒各学校の管理職、相談窓口となる教職員への研修を計画的に実施する。

・保護者対象の研修も大切であり、横浜市PTA連絡協議会との連携等も今後検討していく。

(3) 「家庭と連携した発達の段階に応じたゲーム障害・ネット依存の予防のための

取組の推進」に関する検討

・児童生徒への啓発や予防目的の授業の実施とともに、保護者との連携が大切なため、児童生徒を通じた保護者への啓発も想定した取組を検討した。

・学校でも一人一台端末の使用を進めている中、ゲームやネットとのつきあい方について児童生徒自身が考えられるように指導、啓発していく必要がある。

・ゲームを通じて自己表現している児童生徒もいる。ゲームを悪いものと捉えるのではなく、つきあい方を考えていくことを促すよう検討した。

⇒実態調査報告書では、小学4、5年生のゲーム依存傾向が高くゲーム依存の低年齢化が考察されたことを踏まえ、早期発見・予防のため小学3年生を主な対象とする。

⇒家庭での話合いや児童生徒の理解を促進させるため、啓発チラシや教材用リーフレットを作成し、小中学校等から児童生徒・保護者に配付する。

・一般的な予防のための取組として対応すべきものと、ゲーム依存傾向、ネット依存傾向にある児童生徒を対象とする取組を分けて検討した。

⇒相談機関を学校、保護者に知らせることが大切であるとし、オブザーバーの健康福祉局精神保健福祉課の協力により、児童生徒が受診できる医療機関の調査を行った。

⇒こども青少年局所管の関係機関（青少年の活動拠点、児童家庭支援センター、地域ユースプラザ）を訪問したが、ゲーム障害、ネット依存に対応できる専門相談機関として一律に学校へ周知することは難しい状況であることが確認できた。

(4) 「ゲーム障害・ネット依存の問題解決に向けた相談機能の強化」に関する検討

・発達段階に応じて、児童生徒が自身の状態に気付くことができるように教職員が支援していくことが大切である。その上で関係機関との連携できる体制づくりに努める。また、関係機関としては、医療機関だけでなく、児童生徒や保護者の立場から支援する民間機関もあると望ましいとして、連携団体等の調査を行った。

・ゲームやネットに関わる問題行動の背景（児童生徒自身の発達の特性や家庭環境など）にある多様な課題を含めた支援が重要であり、学校の相談機能の強化を図り、それらの課題を適確にアセスメントした上で、課題に応じた関係機関と連携して支援することが必要である。

⇒区役所におけるこども家庭相談などとの連携も必要であり、引き続き、関係部署と調整していく。

⇒ゲームやネットの問題行動を含めて発達や養育上の問題がある場合には、教育委員会事務局の教育相談や横浜教育支援センターで支援を行うことができる。一方で、ゲームやネットの困りごとの解決につなげる専門性を有し、青少年対象の相談先となり得るNPO等の民間機関等との関係構築までには到達できなかった。引き続き、健康福祉局・こども青少年局と連携し、児童生徒とその保護者の相談に対応できるNPO等の民間機関との連携を模索する必要がある。

・SC統括を4方面別学校教育事務所に配置し、各SCの専門性向上のための研修ができるとうい。

令和4年度の取組

◆教職員等への研修や講演会の実施、普及啓発

学校保健研修や横浜市こころの健康相談センター主催の家族教室セミナー等の機会を捉え、ゲーム障害・ネット依存の正しい理解の普及啓発を進めました。

◆保護者向けの啓発チラシの配布

「ゲームとのつきあい方」啓発チラシ（令和3年2月健康福祉局と共同作成）を、多くの学校で個人面談が実施される直前の11月下旬に小学校4年生～中学校3年生の児童生徒を通じて保護者に配布しました。



◆小学校向け教材用リーフレット（※）の作成

令和5年度に活用することを目的として、小学校向け教材用リーフレットを作成するとともに、リーフレットを活用したゲームやネットの使い方に関する授業の内容や手順を具体的に記載した授業展開例を作成しました。

◆学校の相談機能の強化の検討

ゲームやネット等の深刻な悩みに対し、学校の相談機能の強化を模索するほか、学校だけでは対応しきれない面に対して、医療、NPOなど関係機関への調査を行い、現状把握を進めました。

令和5年度の取組（予定）

令和4年度にまとめた方向性と課題を踏まえ、関係部署等と連携して取組を推進します。

【継続する取組】

◆教職員等への研修や講演会の実施、普及啓発

◆保護者向けの啓発チラシの配布

◆学校の相談機能の強化の検討

前年度から引き続き、福祉や医療、民間の関係機関との連携に向けた調査を行うとともに、カウンセラー等も含めた相談機能の強化に向けて具体的に検討を進めていきます。

【新規の取組】

◆小学校向け教材用リーフレット（※）の配布

令和4年度にプロジェクトチームで作成した授業での活用可能な教材用リーフレットを印刷し、全小学校等に配布します。

◆協力校でのモデル事業の実施

小学校2校（協力校）において、教職員・児童・保護者への普及啓発に向けて、リーフレット等を活用したモデル事業を実施します。

◆その他

モデル事業をはじめとした令和5年度の取組を検証し、令和6年度の取組の実施に向けた検討を進めます。また、各学校の学校保健委員会やPTAと連携した取組の実施等を模索していきます。

※小学校向け教材用リーフレット（令和4年度作成、令和5年度配布予定）

6 おうちの方と「ゲーム、ネットのわが家のルール」をつくろう。

保護者の方へ

こんなことありませんか？

- 「ゲームやネットの利用のことで、いつも子どもと言い合いになる。」
- 「子どもがゲームをしている姿を見るとイライラする。」
- 「友達との遊びがゲームやネットばかりで心配になる。」など。

ルールを考えたときには…

- ルールは保護者も子どもも納得できるものであることが大切です。子どもの思いに寄り添いながら、ルール作りに取り組みてください。そのルールは家族みんなで守ることが大切です。
- まず子どもがゲームやネットに夢中になる理由について一緒に考えてみましょう。ただゲームやネットの時間を制限するのは、子ども一人ひとりの夢中になる理由に応じて、ゲームやネット以外でできることについて考えていきましょう。
- 子どもがプレイしているゲームについて、ぜひ保護者の方も知っておき、子どもの感じている楽しさ、面白さを共有してください。保護者自身の子ども時代のゲームに関する体験を共有することも、子どもが安心して話ができる入口になるかもしれません。その上で、一緒にルールを考え、家族で守るようにしましょう。

自分からお願したいルール

おうちの方からお願したいルール

おうちの方と決めた「ゲーム、ネットのわが家のルール」は…

ルールを守るために自分ができること

ルールを守るためにおうちの方ができること

「ゲーム、ネットのわが家のルール」1か月チャレンジ！

1週間ごとにわが家のルールを振り返って色をぬろう。

1週目 2週目 3週目 4週目

チャレンジを振り返って…

おうちの方から

健康的な生活を送るために

ゲームやネットの使い方を考えよう

年組 名前

1 いつもの遊びについて振り返ってみよう。

いつもよくする遊びは…

ゲームの楽しいところは…

ゲームでときどき困ってしまうところは…

2 学校に来たけれど、なかなか元気がないみらいさん。その理由について話し合ってみよう。

ある日のみらいさんの様子

なむいな やる気がでない…

なんだかイライラする…

たしか、きのうは… どうしたの？

前日のみらいさんの放課後

この3時	この4時	この5時	この6時	この7時	この8時	この9時	この10時	この11時
学校	友達とゲーム	テレビ	おふろ	宿題	夕食	ゲーム	動画	ネット

3 みらいさんがこのような生活を続けた時に、心配だと思ふことについて考えて話し合ってみよう。

心や体、生活はどうなっていくと思う？

4 あなた自身はどうだろう。自分を振り返ってみよう。

No.	しつもん	チェック(×)
1	毎日の生活の中で一番大切なものは、ゲームやネットだと思う。	<input type="checkbox"/>
2	ゲームやネットをもっと長くやりたいと思う。	<input type="checkbox"/>
3	ゲームやネットをやめたくてもやめられない。	<input type="checkbox"/>
4	ゲームやネットをやりたいと、イライラすることがある。	<input type="checkbox"/>
5	ゲームやネットをやりたいと、うそをついたことがある。	<input type="checkbox"/>
6	ゲームやネットが原因で、家族や友達と大きなけんかをしたことがある。	<input type="checkbox"/>
7	いやなことがあると、ゲームやネットをしなくなる。	<input type="checkbox"/>

ぼく、わたしは…

こ

あてはまります。

もっと知りたい！考えたい！

授業で友達といっしょに考えたり、おうちの方と話し合ったりする時の参考にしよう。

1 ゲームやネットを使い過ぎると…体や生活への影響は…？

項目	ゲーム使用時間	動画視聴、SNS利用時間
4年生	男子 1時間40分 女子 1時間17分	1時間14分 1時間29分
5年生	男子 1時間51分 女子 1時間22分	1時間36分 1時間46分
6年生	男子 1時間47分 女子 1時間16分	1時間40分 1時間41分

自分の生活を振り返って、比べてみましょう。

自分	時間	分	時間	分
自分				

2 ゲームやネットを使い過ぎると…体や生活への影響

項目	体への影響	生活への影響
ねつきが悪くなり、睡眠不足により疲れやすくなる。	生活リズムが乱れる。	
視力が低下する。	宿題などやらないといけないことができなくなり、遅刻や欠席が増える。	
姿勢が悪くなり、頭や首、肩などが痛くなる。	家庭内での言葉や行動が乱暴になり、もめごとが増える。	

（平日1日あたりのゲームの時間と正答率）

学年	国語	算数
1時間未満	77.9%	76.7%
1-2時間未満	75.8%	74.5%
2-3時間未満	69.4%	68.5%
3-4時間未満	63.7%	63.7%
4時間以上	58.8%	57.9%
不明	52.7%	52.7%

3 これからあなたはどのようにしていきたいと感じたかな？

健康な生活を送るために、大切にしていきたいことを考えよう。

（ゲームやネットを使うときは…ゲームやネット以外に自分にとって楽しい、大切なことは…）

今日の学習をもとに、おうちの方とゲームやネットの使い方について、話し合ってみよう。

保護者の方へ

健康な生活を送るために

～ゲームやネットの依存について理解を深めよう～

●「依存症」とは…

お酒、薬物使用などによって大変な問題が起きているのにその行為をやめられない病状のことを指します。

●依存の対象は…

お酒、薬物やギャンブルの他にも、様々なものが依存症になり得ると言われています。例として、近年依存症ではないかと注目されるようになってきたものの中には、ゲームやインターネットなどがあります。

●どんな人が依存症に…

お酒、薬物やギャンブルの他にも、様々なものが依存症になり得ると言われています。例として、近年依存症ではないかと注目されるようになってきたものの中には、ゲームやインターネットなどがあります。

●ゲームやネットへの依存を未然に防ぐために…

「学校や家庭などとうまくなじめない」「自分に自信がもてない」といった風立ちから、ゲームやネットなどへの依存が始まる場合もあります。

ただ好きだからというだけでなく、ゲームやネットを使い過ぎてしまう様々な理由について、お子様と話し合ってみてください。その上で、お子様と一緒にルールを考え、そのルールを守るために取り組んでいくことが大切です。

こちらのチラシも参考にしてください。

「家族で考えよう！ゲームとのつきあい方」

（横浜市健康福祉局精神保健福祉課 / 横浜市教育委員会事務局健康教育・食育課）

6 おうちの方と「ゲーム、ネットのわが家のルール」をつくろう。

保護者の方へ

こんなことありませんか？

- 「ゲームやネットの利用のことで、いつも子どもと言い合いになる。」
- 「子どもがゲームをしている姿を見るとイライラする。」
- 「友達との遊びがゲームやネットばかりで心配になる。」など。

ルールを考えたときには…

- ルールは保護者も子どもも納得できるものであることが大切です。子どもの思いに寄り添いながら、ルール作りに取り組みてください。そのルールは家族みんなで守ることが大切です。
- まず子どもがゲームやネットに夢中になる理由について一緒に考えてみましょう。ただゲームやネットの時間を制限するのは、子ども一人ひとりの夢中になる理由に応じて、ゲームやネット以外でできることについて考えていきましょう。
- 子どもがプレイしているゲームについて、ぜひ保護者の方も知っておき、子どもの感じている楽しさ、面白さを共有してください。保護者自身の子ども時代のゲームに関する体験を共有することも、子どもが安心して話ができる入口になるかもしれません。その上で、一緒にルールを考え、家族で守るようにしましょう。

自分からお願したいルール

おうちの方からお願したいルール

おうちの方と決めた「ゲーム、ネットのわが家のルール」は…

ルールを守るために自分ができること

ルールを守るためにおうちの方ができること

「ゲーム、ネットのわが家のルール」1か月チャレンジ！

1週間ごとにわが家のルールを振り返って色をぬろう。

1週目 2週目 3週目 4週目

チャレンジを振り返って…

おうちの方から

「横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査」の報告書が提出されました。

横浜市学校保健審議会ゲーム障害に関する部会から「横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査」の結果を分析し、考察・提言をまとめた報告書が提出されました。提言を踏まえ、教育委員会事務局内にプロジェクトチームを立ち上げて、検討を進めていきます。

横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査

■概要（令和2年10月実施）

目的：横浜市立学校の小学生及び中学生のゲーム障害及びインターネット依存(以下「ネット依存」といいます。)の実態及び課題を把握するとともに、対策を検討すること

対象：小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒4,164名が回答(回収:31.4%)

内容：ゲーム依存(IGDS-J)、ゲームの使用状況、ネット依存(YDQ)、インターネットの使用状況、生活習慣、抑うつ症状及び健康状態

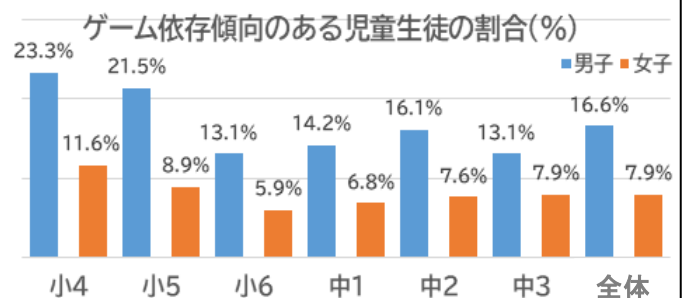
■主な調査結果

【基本情報】

- ・小学校6年生で約4割、中学校3年生で約8割が自分用のスマートフォンを所持
- ・情報通信機器のフィルタリング状況について「フィルタリングをしていない」「分からない」が約3割
- ・オンラインゲームの使用機器は、学年の進行とともにスマートフォンに移行
- ・インターネット利用時の使用機器は、中学校では据え置き型ゲーム機を除き、スマートフォンに集約される傾向

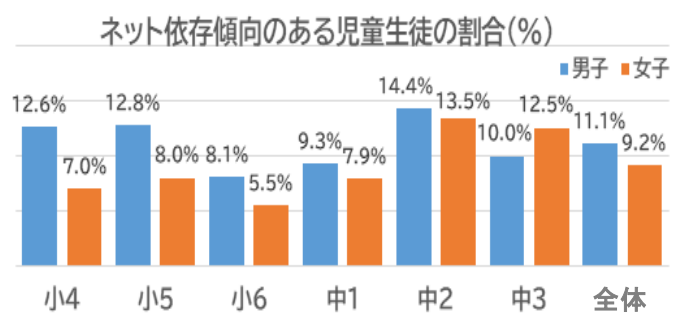
【ゲーム依存傾向】

- ・オンラインゲームをしたことがあると回答した児童生徒のうち12.6%が該当(当該調査の全回答者に占める割合は8.9%)
- ・ゲーム依存傾向は、女子と比較すると男子の割合が高く、また、男子の小学校4年生及び5年生で割合が高い。
- ・抑うつ症状がある児童生徒は、抑うつ症状がない児童生徒に比べ、ゲーム依存傾向の割合が3.27倍



【ネット依存傾向】

- ・動画サイト、SNSを利用したことがあると回答した児童生徒のうち10.0%が該当(当該調査の全回答者に占める割合は9.4%)
- ・ネット依存傾向は、男子、女子ともに中学校2年生の割合が最も高い。
- ・抑うつ症状がある児童生徒は、抑うつ症状がない児童生徒に比べ、ネット依存傾向の割合が4.65倍



【ゲーム依存傾向・ネット依存傾向共通】

- ・平日及び休日の就寝時刻並びに平日の起床時間が遅く、習い事、塾、部活動をしないほどゲーム依存傾向又はネット依存傾向が認められた。
- ・両方又はどちらか一方の依存傾向のある児童生徒は、「家ではホッとできる」、「親にはいろいろ相談できる」、「学校は楽しい」、「何でも話せる現実の友達がいる」に対し、否定的に答える者が多い。また、小学生、中学生ともに、生活習慣の悪化(睡眠習慣、運動習慣)と深い関連が見られた。

※参考(本調査での用語)

【ゲーム依存傾向】「この一年の間に、ゲームをしている時のことばかり考えていた時期がありましたか」等の質問項目(9問)に「はい」が5つ以上の場合に該当

【ネット依存傾向】「あなたはインターネットに夢中になっていると感じますか」等の質問項目(8問)に「はい」が5つ以上の場合に該当

【抑うつ症状】「物事に対してほとんど興味が無い、または楽しめない」、「気分が落ち込む、憂うつ(心が晴れず暗い気持ちになること)になる、または絶望的な気持ち(物事に対してあきらめそうになること)になる」の2項目に対して、最近1か月間について「1全くない 2数日 3半分以上 4ほぼ毎日」で回答し、1を4点、2を3点、3を2点、4を1点とし、2項目の回答の合計点が3点以下の場合に該当

横浜市学校保健審議会ゲーム障害に関する部会・報告書

■部会の概要

目 的：実態調査結果の検討・分析、報告書内容の審議、教育委員会への提言

開催状況：第1回 令和3年3月11日、第2回 同年8月5日、第3回 同年10月5日

委 員：学識経験者、専門医、医師会等役員、横浜市PTA連絡協議会(計9名)

■主な考察

- ・スマートフォンの所持率が非常に高い。スマートフォンを持っていること自体を議論するよりも、その使用方法や内容に着目する必要がある。
- ・児童生徒が安心して保護者と関わることができ、家庭の中で安心して過ごせるようにすることがゲーム、ネット依存傾向の予防につながる。
- ・学校、保護者が、児童生徒のアクセスするコンテンツの内容について把握し、依存等への予防について互いに話し合い、対策を講じていくことが大切である。
- ・学校、家庭では、児童生徒の依存傾向を早期に発見できるよう意識を高める必要がある。
- ・依存傾向と心身の健康との関わりが見られる中、その背景と原因は、発達状況や生活環境など人によって様々である。依存傾向を予防したり、早期に発見、対応したりできるよう、児童生徒の育成に関わる機関が連携し、個々の状況に応じて対応していくことが大切である。また、児童生徒自身や保護者がいつでも相談できる環境を整えていくことが重要である。

■部会としての提言

【提言1】児童生徒のゲーム、インターネット利用の実態、心身の健康への影響や予防のための具体的な取組について保護者、学校等の理解を深める。

【提言2】発達の段階に応じたルールづくりや家庭での話し合いを推進する。

【提言3】学校で発達の段階に応じたゲーム障害・ネット依存に関わる予防に向けた教育を計画的に行う。

【提言4】学校と家庭との連携を深め、依存傾向の早期発見に努める。

【提言5】各関係機関での連携を強化し、児童生徒、保護者がいつでも相談できる環境づくりを推進する。

お問合せ先

教育委員会事務局健康教育・食育課長 永井 隆 Tel 045-671-3234

学校安全部会について

1 概要

横浜市学校保健審議会は、部会を置くことができるとこととされています（横浜市学校保健審議会条例第6条の2第1項）。横浜市学校保健審議会の前回開催日である、令和4年12月22日以降の部会について報告します。

2 学校安全部会の開催状況

本審議会における部会は、部会長及び委員、臨時委員をもって組織（同条例第6条の2第2項及び第3項）され、教育委員会からの諮問に応じて調査審議を行います（同条例第2条）。

横浜市では、文部科学省の「学校事故対応に関する指針」に基づき、学校の管理下で事故が発生した場合に、本審議会の部会として、学校事故等の事案ごとに「学校安全部会」を設置し、各部会で調査審議を行うこととしています。

なお、学校安全部会については、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合（横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条ただし書）に該当するため、横浜市学校保健審議会運営要領第11条の規定に基づき、会議を非公開する取扱いとしています。

横浜市学校保健審議会の前回（令和4年度第一回）開催日である、令和4年12月22日から令和5年5月24日までの間、「学校安全部会」を2部会で合計3回開催し、調査審議を行いました。

【学校安全部会の状況】

年度	開催部会数	開催回数(総計)
令和4年度 (R4. 12. 22～R5. 3. 31)	1	2
令和5年度 (R5. 4. 1～R5. 5. 24)	1	1

学校における インフルエンザ / 新型コロナウイルス感染症 対応マニュアル

(学校におけるインフルエンザ対応マニュアル 2022/2023 シーズン版改訂)

平成22年12月
令和5年4月改訂
横浜市教育委員会

目 次

	内 容	ページ
I	学校における基本的な感染症対策	1
II	流行期の学校の感染症対策	4
III	流行期の保護者への周知事項・児童生徒への指導事項	5
IV	欠席者数の把握・閉鎖決定・報告・閉鎖中・閉鎖終了までの流れ	6
	補足) IV-1-① 出欠席の記録について	8
	補足) IV-1-② 重症化リスクの高い児童生徒等への対応等について	8
	補足) IV-3 臨時休業の判断について	9
	参考) 学級閉鎖の例	10
	資料) 欠席連絡受付シート, 学級閉鎖の判断のための欠席状況確認表	11
	資料) 「インフルエンザ様疾患発生報告」(様式1)	12
	「新型コロナウイルス感染症様疾患発生報告」(様式2)	13
	資料) 「新型コロナウイルス感染症様疾患発生報告」及び「インフルエンザ様疾患発生報告」入力上の注意, 入力例	14
	資料) 「学校感染症による出席停止報告書」	15
	資料) 「学校感染症による出席停止報告書」記入例	16
	参考文例) <インフルエンザ><新型コロナウイルス> 健康観察のお願い 学級閉鎖のお知らせとお願い 学年閉鎖のお知らせとお願い 休校のお知らせとお願い	17
	資料) 学校における感染症対策実践事例集から ◇常時換気の方法/エアコン使用下での窓開けによる換気の効果	21
	◇常時換気が困難な場合の方法	23
	◇サーキュレーターの使用について	24
	資料) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の情報	26
別添 1	区福祉保健センター連絡先一覧	28

I 学校における基本的な感染症対策

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）だけではなく、一般に感染症の流行が落ち着いている時期であっても、地域での感染症の流行状況に関心を持ち、自らを感染症から防ぎ、身近な人を守る、ひいては社会を感染症から守ることは重要であり、以下の基本的な対策を一人ひとりが身に付けておく必要があります。

また、流行期の学校の感染症対策については、P.4「II 流行期の学校の感染症対策」資料を参考に、活動場面ごとの感染症対策などを実施してください。

1 毎日の健康観察

学校・家庭それぞれの児童生徒の健康観察を行います。

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理せず自宅で療養し、加えて体調がよくないときは医療機関を受診します。その際、また、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や抗原検査キットによる自己検査を求めることのないようにしてください。

なお、高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にしてください。

また、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されます。

2 手洗い

食事前、トイレの後、家に帰った時などには、まず手を洗います。手洗いは20～30秒程度かけて流水と石鹸で丁寧に洗います。石鹸がなくても同様の時間をかけて丁寧に洗う。適切な手指消毒薬の使用も可能です。



3 咳エチケット

他人に感染させないために、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュペーパー、ハンカチ、袖などを使って、口や鼻をおさえる咳エチケットを実施してください。



4 換気

○学校における換気の基準

学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、「二酸化炭素は、1,500ppm 以下であることが望ましい。」とされていますが、学校のうち、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物に該当するものについては、同法に基づく建築物環境衛生管理基準において、二酸化炭素の含有率は概ね 1,000ppm 以下とされています。

○冬季・夏季における換気の留意点

(ア) 室温低下・上昇による健康被害の防止

学校環境衛生基準において、教室等の温度の基準は 18℃以上、28℃以下であることが望ましいとされています。換気により室内の温度が適正にならない場合は、次のような方法をとってください。

- ①暖房の設定温度を高くする/冷房の設定温度を低くする
- ②窓やドアの開放幅を狭くする
- ③廊下側の窓やドアだけを開ける
- ④窓やドアを一時的に閉め、活動開始後 20 分経過頃に、10 分間対角の窓・ドアを開ける等効率よく換気する。

夏季において熱中症のリスクがある場合は、無理に窓開けせず、教室内の温度を適切に保つなど熱中症対策を優先してください。

冬季は、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応してください。

(イ) 湿度管理について

加湿器や水バケツの設置、空間への霧吹きや濡れたタオルを干す等、衛生管理に留意した上で学校の状況に応じた方法をとってください。

(ウ) 換気効果の確認について

CO₂ モニターを活用して二酸化炭素濃度を計測するなど換気効果を確認しながら、児童生徒の活動の様態に応じた換気をしてください。(1,000ppm を目安に 1,500ppm を超えないよう換気をお願いします。)

5 清掃

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスを完全に死滅させることは困難です。

このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間保ち、手洗いを徹底することの方が重要です。それに加えて、清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要です。

○普段の清掃のポイント

- ・清掃用具の劣化や衛生状態、適切な道具が揃っているかを確認します。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物品については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導します。
- ・清掃の実施の際には、換気を十分に行います。

6 適度な運動、食事などの生活習慣

一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、適切な生活習慣を理解し、実行することが大切です。特に基礎疾患のある方は、かかりつけ医などのアドバイスを参考にし、体調管理に気を付けましょう。

Ⅱ 流行期の学校の感染症対策

「Ⅰ 学校における基本的な感染症対策」を徹底することに加えて、流行期には次のとおり対応例を示しますので、適宜感染症対策をお願いします。

インフルエンザについては、定点医療機関当たりの患者報告数が1.0を超えたときに流行期入りと判断されます。新型コロナについては、市内の感染状況を考慮します。いずれの感染症も、市内及び校内の感染状況を見るとともに、学級閉鎖からの登校再開後など、状況に応じて対策を取ることが考えられます。

1 活動場面ごとの感染症対策

(1) 教科・学校行事・宿泊行事等

換気を徹底した上で、「グループワークは小人数で実施する」、「大声での会話を控える」、「近距離で向かい合っただけの発声は控える」、「身体的距離の確保」等の感染症対策を講じてください。

(2) 給食・昼食時等の食事をとる場面

机は寄せずになるべく離れた状態で全員が同じ方向を向き、大声での会話を控えて食べます。

(3) 健康診断

健康診断の実施に当たっては、感染症対策の観点で、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられます。

- ・児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を行うこと
- ・部屋の適切な換気に努めること
- ・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際にはできるだけ間隔をあけること
- ・会話や発声を控えるよう児童生徒等に指導すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒します。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図ることが重要です。

(4) 部活動

部活動内で複数人の感染が判明しているなど、感染が広まっていると考えられる場合は、適宜活動内容の変更や活動を控える等の判断をお願いします。

(5) マスクの着用

感染流行期には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒にマスクの着用を促すことも考えられます。ただし、マスクの着用を強いることがないようにしてください。

2 その他

多数の教職員の感染が判明し、学校運営に支障をきたす恐れがある場合には、健康教育・食育課及び教職員労務課に御相談ください。

Ⅲ 流行期の保護者への周知事項・児童生徒への指導事項

学校は、横浜市衛生研究所からの情報「感染症に気をつけよう」（健康教育・食育課HP掲載）等により市内流行状況等を把握し、保健だより等を活用して幼児、児童、生徒へ指導したり、また、家庭での注意事項について保護者へ周知・依頼したりします。

流行期の学校の感染症対策については、P.4「Ⅳ 流行期の学校の感染症対策」資料を参考に、活動場面ごとの感染症対策などを実施してください。

保護者へ注意喚起のお知らせ配布（※参考文例：「健康観察のお願い」P.17）

- 1 せっけんを用いたていねいな手洗い、うがい、咳エチケットの励行
- 2 必要に応じた家庭における登校前の検温等によるていねいな健康観察
- 3 流行状況等に応じた、家庭における健康観察表（検温票）の記入及び学校への提出（学校長判断）
- 4 体調不良時は無理して登校しない
- 5 体調不良時の早目の受診勧奨
- 6 欠席連絡時の内容
 - (1) 発熱状況（必須）
 - (2) おもな症状
 - (3) 受診した場合は、診断名、インフルエンザおよび新型コロナの場合は登校可能日
- 7 出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則）

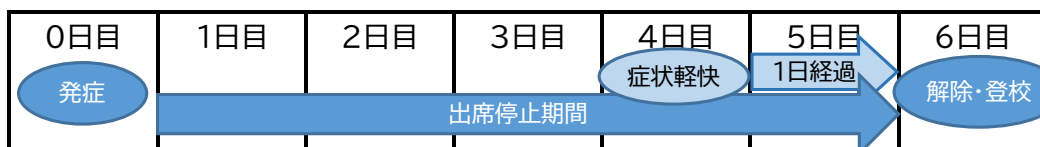
インフルエンザ

『インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。』

新型コロナウイルス感染症

『新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。』

※ 新型コロナの場合は、政府の方針により、陽性が判明した者は、発症翌日から10日間はマスクの着用が推奨されています。



- 8 インフルエンザ予防接種の案内・新型コロナワクチン接種の案内

IV 欠席者数の把握・閉鎖決定・報告・閉鎖中・閉鎖終了までの流れ

1 欠席者数の把握

- ・欠席理由、診断名等の確認（ロイロノート・スクール、連絡帳、電話等による保護者からの連絡）（必要に応じて「欠席連絡受付シート」「学級閉鎖判断のための欠席状況確認表」（P. 11 参照）を活用）
- ・欠席者数の把握→集団発生の早期発見、対応
- ・直近3日間に登校していた児童生徒のインフルエンザ・新型コロナ罹患、インフルエンザ様症状・新型コロナ様症状による欠席・早退者の合計が**1クラス2割以上**の場合、集団発生として対応する。学校長が必要と判断したときは当該学級の閉鎖を検討する。

2 学校医への情報提供・相談

学校医へ情報提供し感染拡大予防策等について助言を得る。

3 欠席状況等に応じた学校の対応決定

学校長は、学校医の助言等に基づき、欠席状況等に応じて臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）、授業時間の変更、課外活動の自粛等の対応をとる。

（インフルエンザおよび新型コロナの感染拡大防止については、横浜市立学校の管理運営に関する規則第8条（1）の急迫の事情がある場合に含まれるので、学校長が臨時休業の判断をする）

※ 学級閉鎖の際は、臨時休業中の指導や下校体制の確認が整い次第、下校させることとします。

なお、食の保障の観点等から、授業時における途中下校はしないことも可能とします。

■閉鎖期間 原則として 閉鎖決定日翌日から土日も含む連続3日間

4 臨時休業等対応の報告

報告が必要な場合

※インフルエンザ・新型コロナ様疾患の集団発生により、「学級閉鎖」「学年閉鎖」「休校」等の臨時休業を行った場合は報告

提出書類	「インフルエンザ様疾患発生報告（様式1/横浜市立学校専用）」（P. 12）	「新型コロナ様疾患発生報告（様式2/横浜市立学校専用）」（P. 13）
提出先	①健康教育・食育課 ky-kansensyou@city.yokohama.jp 健康教育・食育課 HP より様式（横浜市立学校専用）をダウンロードし、必要事項を入力し、Eメールにて送付する ②所管の区福祉保健センター 様式（横浜市立学校専用）を区福祉保健センターにEメールにて送付する（報告先はP. 28 参照）	
提出時期	措置決定後、速やかに *12時までを原則とする	
提出書類	件名は「学校コード5桁【インフルエンザ閉鎖】〇〇学校」とする	件名は「学校コード5桁【新型コロナ閉鎖】〇〇学校」とする

※ 授業時間の変更、課外活動の自粛等臨時休業以外については健康教育・食育課、所管の福祉保健センターへの報告及び報告書の提出は必要なし。

5 保護者への注意喚起

保護者へのお知らせ配布

※参考文例 「インフルエンザ・新型コロナによる学級閉鎖/学年閉鎖/臨時休校のお知らせとお願い」 P.18～P.20

- (1) インフルエンザ・新型コロナ様症状の校内発生状況の情報提供と体調不良時の受診勧奨（特に基礎疾患がある場合の早期受診）
- (2) 児童生徒へさらなる感染拡大予防指導の徹底
- (3) 閉鎖の意義
 - ア 自らの健康観察と体調管理
 - イ 「地域」における感染拡大防止
- (4) 学級閉鎖・学年閉鎖等の休業時の過ごし方
 - ア 体調不良でない場合は、授業時間内は家庭学習課題等に取り組み、学習習慣を維持するとともに規則正しい家庭生活を送る。
 - イ 体調不良時は、授業時間外であっても外出をできるだけ控える。
受診等でやむを得ず外出する場合は、マスクを着用するなど感染拡大防止に努めること。
 - ウ 体調不良でない場合でも、原則として課外活動（部活動等）には参加できない。

6 近隣関連施設等への情報提供

- (1) 「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ（学童）」「特別支援学校はまっ子ふれあいスクール」への「閉鎖」の情報提供及び感染拡大防止（手洗い等）の依頼をする。
- (2) 学区市立学校、必要に応じて保育所・幼稚園・地域関連施設等への情報提供と交流活動の中止等について検討する。

7 学校感染症による出席停止報告書の提出

出席停止の状況を月ごとに報告

提出書類	提出先	提出時期
「学校感染症による出席停止報告書」（P.15 参照）	健康教育・食育課 健康教育・食育課HPより様式をダウンロードし、必要事項を入力し、Eメールにて送付する <報告先> YCAN Eメール ky-kansensyou@city.yokohama.jp 件名は「【(学校コード5桁)】令和〇年〇月分出席停止報告」とする	月末 翌月の 10日まで

補足) IV-1-① 出欠席の記録について

(1) インフルエンザ

次に記載されるもの以外は、全て『病欠』の扱いとなります。

ア 児童生徒が医師から「インフルエンザ」と診断された場合

『出席停止』: 医師が指示した期間

理由は「インフルエンザ」

イ 児童生徒が抗原検査キットで陽性が判明した場合

『出席停止』: 発症日を0日目として5日経過かつ解熱した後2日（幼児にあつては、3日）経過した期間（最短、発症から6日目で解除）

理由は「インフルエンザ」

※ 抗原検査キットで陽性判明の場合も、インフルエンザの場合は医療機関の受診をお願いします。

(2) 新型コロナ

次に記載されるもの以外は、全て『病欠』の扱いとなります。

ア 児童生徒が医師から「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合

（みなし陽性を含む）

『出席停止』: 医師が指示した期間

理由は「新型コロナ感染症」

イ 児童生徒が抗原検査キット等で陽性が判明した場合

『出席停止』: 発症日を0日目として5日経過かつ症状軽快後1日経過した期間（最短、発症から6日目で解除）

理由は「新型コロナ感染症」

※ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※ 無症状で陽性が判明した場合は、検体を採取してから5日を経過するまで出席停止です。

※ 抗原検査キットは、国に承認された「医療用医薬品」、「一般用医薬品（OTC）」の使用をお願いします。

ウ 児童生徒の保護者から、「感染の可能性を考えて学校を休ませたい」と相談され合理的な理由があると判断する場合

『出席停止・忌引等（ト書き）』

理由は「新型コロナ感染症予防」

※ 合理的な理由は、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合などが該当します。

エ 医療的ケアを必要とする児童生徒及び基礎疾患があることにより重症化リスクが高い児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断する場合

『出席停止・忌引等（ト書き）』

理由は「新型コロナ感染症予防」

補足) IV-1-② 重症化リスクの高い児童生徒等への対応等について

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には健康管理に留意が必要な者もいることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解等を保護者に確認する等、保護者と丁寧に相談し個別に登校の判断をします。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、必要に応じて学校医にも相談します。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解等を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席」とはせずに、「出席停止・忌引等（ト書き）」として記録を行うようにしてください。

このほか、特別支援学校等に在籍する障害・疾病のある児童生徒等については、障害の状態が多様であることから、必要に応じて主治医や学校医等の見解を参考にするとし、保護者と十分に相談を行い、児童生徒等の障害や疾病の種類や程度等に合わせ、適切に対応します。

補足) IV-3 欠席状況等に応じた学校の対応決定
臨時休業等の判断について

学級閉鎖

- 学級に次のような感染症集団発生が見られ、感染症拡大防止のために学校長が必要と判断したときには当該の学級を閉鎖します。
 - ・ **直近3日間に登校していた児童生徒のインフルエンザ罹患、インフルエンザ様症状**による欠席者・早退者の合計が**当該の学級の2割以上**となっている。
 - ・ **直近3日間に登校していた児童生徒の新型コロナ罹患、新型コロナ様症状**による欠席者・早退者の合計が**当該の学級の2割以上**となっている。
 - ・ **直近3日間に登校していた児童生徒のインフルエンザ罹患、新型コロナ罹患、インフルエンザ様症状・新型コロナ様症状**による欠席者・早退者の合計が**当該の学級の2割以上**となっている。
- 当該学級において、**初発の感染症の事由**で学級閉鎖を行います。
例：最初に新型コロナ罹患が判明し、その後新型コロナ or インフルエンザ様症状による欠席が増え、学級閉鎖を行う場合は「新型コロナによる閉鎖」
- インフルエンザと新型コロナが同時に複数判明した場合は、**人数の多い方の事由**で学級閉鎖を行います。
例：同日にインフルエンザ4人罹患判明、新型コロナ3人罹患判明の場合は「インフルエンザによる閉鎖」
- **学年閉鎖、臨時休校**についてはそれぞれ、**学年のすべての学級が同じ日に学級閉鎖となったときを学年閉鎖、学校のすべての学級が同じ日に学級閉鎖となったときを臨時休校**とします。

- (1) **閉鎖は集団への感染拡大防止が目的**であるため、閉鎖期間はインフルエンザ、新型コロナの潜伏期間等をもとに原則3日間としています。閉鎖中に発症する児童生徒がいた場合、閉鎖終了の翌日に欠席者が閉鎖前より多いことがあります。その場合、原則として**感染拡大防止を目的とした延長を行う必要はありません。**
- (2) インフルエンザによる学級閉鎖を実施した場合、区福祉保健センターが、うがい液等検体を患者から採取をする場合があります。その際は、検査を受ける児童生徒の選定、保護者への連絡等の調査にご協力をお願いします。
- (3) 判断について相談がある場合には健康教育・食育課に連絡してください。
【連絡先】 健康教育・食育課 保健係 TEL 671-3275

参考) 学級閉鎖の例

学級閉鎖の考え方

1年1組
(在籍 33人)
(20%=7人)

	4日前	3日前	2	1	本日	
	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	
欠席者	木	金	土	日	月	
A	○ 最終登校	× インフルエンザ orコロナ				直近3日間の登校なし 学級閉鎖を検討する人数に数えない
B		○ 最終登校			× インフルエンザ orコロナ	1 / 罹患
C		○ 最終登校			× インフルエンザ orコロナ	2 / 罹患
D		○ 最終登校			× インフルエンザ orコロナ	3 / 罹患
E		○ 最終登校			× インフルエンザ orコロナ	4 / 罹患
E		○ 最終登校			× 熱	5 / インフルエンザorコロナ様症状
G		○ 最終登校			× 咽頭痛	6 / インフルエンザorコロナ様症状
(H) 早退					△ 熱/早退	7 / 早退(インフルエンザorコロナ様症状)

直近3日間に登校していた
インフルエンザorコロナ および
インフルエンザorコロナ様症状欠席者 6人
罹患登校(早退)者 1人

学校長が学校医と相談し、感染拡大
防止のための学級閉鎖を決定

11/1(火)~11/3(祝) 学級閉鎖

学級閉鎖後に休みが増えている例

2年2組		閉鎖決定日	学級閉鎖	再開日	
A	インフルエンザ orコロナ	①			
B	インフルエンザ orコロナ	②		①	学級閉鎖後は、閉鎖前より 休みが多いことがある。 原則、感染拡大防止を目的 とした再開は行わない。
C	インフルエンザ orコロナ	③		②	
D	インフルエンザ orコロナ	④		③	
E	インフルエンザ orコロナ	⑤		④	
F		インフルエンザorコロナ 早退 ⑥		⑤	
G		インフルエンザorコロナ 早退 ⑦		⑥	
H			インフルエンザ orコロナ	⑦	
I			インフルエンザ orコロナ	⑧	
	閉鎖日	インフルエンザorコロナ罹患 5 + 早退 2		再開日	

資料) 欠席者の把握「欠席連絡受付シート」

3 欠席状況等に応じた学校の対応決定「学級閉鎖の判断のための欠席状況確認表」

掲載場所：YCANトップページ> 各区局> 教育委員会事務局> 健康教育・食育課
 【感染症関係】学校におけるインフルエンザ/新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

欠席連絡受付シート

(必要に応じて使用してください)

	年 組	男・女	
発症の状況 (発熱以外の症状)	月 日 から	発熱 (体温 °C)	
	咳 ・ 頭痛 ・ 咽頭痛 ・ 倦怠感 ・ 嘔吐 ・ 腹痛 ・ 下痢		
受診状況	受診した	診断名:	
	受診していない		
備考	*医師からいつまで学校を休むように言われたか		

欠席連絡受付シート

(必要に応じて使用してください)

	年 組	男・女	
発症の状況 (発熱以外の症状)	月 日 から	発熱 (体温 °C)	
	咳 ・ 頭痛 ・ 咽頭痛 ・ 倦怠感 ・ 嘔吐 ・ 腹痛 ・ 下痢		
受診状況	受診した	診断名:	
	受診していない		
備考	*医師からいつまで学校を休むように言われたか		

学級閉鎖判断のための欠席状況確認表

(必要に応じて使用してください)

	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
欠席者										
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

資料) 発生報告様式

学校コードを入力してください

提出先 (自動で表示されます)

#N/A

学校コード(5ケタ数字)

横浜市立学校専用
様式 1

インフルエンザ様疾患 発生報告

施設での管理番号

(学級閉鎖 ・ 学年閉鎖 ・ 休校)

No.

閉鎖の種類が複数ある場合、種類ごとにエクセルファイル(報告書)を作成してください。

発受信月日		令和 年 月 日 時 分			
施設名 (公<国・県・市町村>立・私立)	学校コードを入力してください(学校名は自動で表示されます)			児童・生徒	計 名
校長(園長)				全在籍数 職員	
所在地				その他	
電話番号					
発生状況	発生日				
	学年				
	上記学年の学級数				
	学級名等 数字のみ(組不要)				
	在籍数				
	患者数 (下記①+②)				
	インフルエンザ、インフルエンザ様症状による欠席者数(①)	(<input type="text"/>)	(<input type="text"/>)	(<input type="text"/>)	(<input type="text"/>)
	罹患登校者(②)	(<input type="text"/>)	(<input type="text"/>)	(<input type="text"/>)	(<input type="text"/>)
	閉鎖期間	~	~	~	~
症状	①38℃を超える発熱		②咳		③腹痛
	④頭痛		⑤咽頭痛		⑥嘔吐
	⑦倦怠感		⑧下痢		
その他					
保健所等記入欄	検査人員				
	検体				
	検体提出月日				
	決定月日				
	結果				

※学級閉鎖、学年閉鎖、休校が発生していない場合は提出不要です。

学校コードを入力してください

提出先 (自動で表示されます)

#N/A

学校コード(5ケタ数字)

横浜市立学校専用
様式 2

新型コロナ様疾患 発生報告

施設での管理番号

(学級閉鎖 ・ 学年閉鎖 ・ 休校)

No.

閉鎖の種類が複数ある場合、種類ごとにエクセルファイル(報告書)を作成してください。

発受信月日		令和 年 月 日 時 分					
施設名 (公<国・県・市町村>立・私立)	学校コードを入力してください(学校名は自動で表示されます)				計 名		
校長(園長)	全 在 籍 数						
所在地						児童・生徒	
電話番号						職 員	
		そ の 他					
発 生 状 況	発生日						
	学年						
	上記学年の学級数						
	学級名等 数字のみ(組不要)						
	在籍数						
	患者数 (下記①+②)						
	新型コロナ,新型コロナ様症状による欠席者数(①)	()	()	()	()		
	罹患登校者(②)	()	()	()	()		
	閉鎖期間	~	~	~	~		
	症 状	①38℃を超える発熱		②咳		③腹痛	
④頭 痛		⑤咽頭痛		⑥嘔吐			
⑦倦怠感		⑧下痢					
その他							
保 健 所 等 記 入 欄	検 査 人 員						
	検 査 体						
	検体提出月日						
	決 定 月 日						
結 果							

※学級閉鎖、学年閉鎖、休校が発生していない場合は提出不要です。

提出先 1200までに健康保健・食育課と医務室に報告
 学校決定した場合は報告日中に報告
 ※遠隔せず、報告日中に新しい情報(発生)を付随して下さい
 ※記入欄等は削除し、様式10のシートのみ提出してください。

学校コード(5桁数字) 横浜国立大学専用 様式1

インフルエンザ様疾患 発生報告 施設での管理番号

(学級閉鎖・ 学年閉鎖・ 休校) No. 1

閉鎖の種類が複数ある場合、種類ごとにエクセルファイル(報告書)を作成してください。

発受信月日		令和 年 月 日 時 分	
施設名	学校コードを入力してください(学校名は自動で表示されます)	児童・生徒	計
校長(園長)	****	職員	25
所在地	中区****	その他	名
電話番号	****-****		
発生状況	発生月日	令和5年5月8日	令和5年5月8日
	学年	1	2
	上記学年の学級数	2	3
	学級名等	1	2
	在籍数	30	33
	患者数(下記①+②)	8	8
	インフルエンザ様疾患による欠席者数(①)	(5)	(8)
	罹患登校者(②)	(3)	(0)
	閉鎖期間	5/9 ~ 5/11	5/9 ~ 5/11
	症状	<input type="checkbox"/> ①38℃を超える発熱 <input type="checkbox"/> ②咳 <input type="checkbox"/> ③腹痛 <input type="checkbox"/> ④頭痛 <input type="checkbox"/> ⑤咽頭痛 <input type="checkbox"/> ⑥嘔吐 <input type="checkbox"/> ⑦倦怠感 <input type="checkbox"/> ⑧下痢	
その他	閉鎖期間は、閉鎖決定日の翌日から算入し、土日も含む日数です。その日が休校日でない場合は(水)~(土)~(日)と入力してください。		
保健所等記入欄	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日

※学級閉鎖、学年閉鎖、休校が発生していない場合は提出不要です。

提出先 12345 学校コード(5桁数字) 横浜国立大学専用 様式1

インフルエンザ様疾患 発生報告 施設での管理番号

(学級閉鎖・ 学年閉鎖・ 休校) No. 1

閉鎖の種類が複数ある場合、種類ごとにエクセルファイル(報告書)を作成してください。

発受信月日		令和5年5月8日 9時00分	
施設名	横浜国立*小学校	児童・生徒	400
校長(園長)	****	職員	25
所在地	中区****	その他	名
電話番号	****-****		
発生状況	発生月日	令和5年5月8日	令和5年5月8日
	学年	1	2
	上記学年の学級数	2	3
	学級名等	1	2
	在籍数	30	33
	患者数(下記①+②)	8	8
	インフルエンザ様疾患による欠席者数(①)	(5)	(8)
	罹患登校者(②)	(3)	(0)
	閉鎖期間	5/9 ~ 5/11	5/9 ~ 5/11
	症状	<input type="checkbox"/> ①38℃を超える発熱 <input type="checkbox"/> ②咳 <input type="checkbox"/> ③腹痛 <input type="checkbox"/> ④頭痛 <input type="checkbox"/> ⑤咽頭痛 <input type="checkbox"/> ⑥嘔吐 <input type="checkbox"/> ⑦倦怠感 <input type="checkbox"/> ⑧下痢	
その他			
保健所等記入欄	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日

※学級閉鎖、学年閉鎖、休校が発生していない場合は提出不要です。

提出先 23456 学校コード(5桁数字) 横浜国立大学専用 様式1

インフルエンザ様疾患 発生報告 施設での管理番号

(学級閉鎖・ 学年閉鎖・ 休校) No. 2

閉鎖の種類が複数ある場合、種類ごとにエクセルファイル(報告書)を作成してください。

発受信月日		令和5年5月10日 9時00分	
施設名	横浜国立*中学校	児童・生徒	600
校長(園長)	****	職員	35
所在地	中区****	その他	名
電話番号	****-****		
発生状況	発生月日	令和5年5月10日	
	学年	1	
	上記学年の学級数	5	
	学級名等	学年閉鎖	
	在籍数	200	
	患者数(下記①+②)	55	
	インフルエンザ様疾患による欠席者数(①)	(40)	()
	罹患登校者(②)	(15)	()
	閉鎖期間	5/11 ~ 5/13	~
	症状	<input type="checkbox"/> ①38℃を超える発熱 <input type="checkbox"/> ②咳 <input type="checkbox"/> ③腹痛 <input type="checkbox"/> ④頭痛 <input type="checkbox"/> ⑤咽頭痛 <input type="checkbox"/> ⑥嘔吐 <input type="checkbox"/> ⑦倦怠感 <input type="checkbox"/> ⑧下痢	
その他			
保健所等記入欄	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日

※学級閉鎖、学年閉鎖、休校が発生していない場合は提出不要です。

提出先 34567 学校コード(5桁数字) 横浜国立大学専用 様式1

インフルエンザ様疾患 発生報告 施設での管理番号

(学級閉鎖・ 学年閉鎖・ 休校) No. 3

閉鎖の種類が複数ある場合、種類ごとにエクセルファイル(報告書)を作成してください。

発受信月日		令和5年5月11日 9時00分	
施設名	横浜国立**小学校	児童・生徒	600
校長(園長)	****	職員	35
所在地	中区****	その他	名
電話番号	****-****		
発生状況	発生月日	令和5年5月11日	
	学年	1, 2, 3, 4, 5, 6	
	上記学年の学級数	21	
	学級名等	休校	
	在籍数	600	
	患者数(下記①+②)	115	
	インフルエンザ様疾患による欠席者数(①)	(90)	()
	罹患登校者(②)	(25)	()
	閉鎖期間	5/12 ~ 5/14	~
	症状	<input type="checkbox"/> ①38℃を超える発熱 <input type="checkbox"/> ②咳 <input type="checkbox"/> ③腹痛 <input type="checkbox"/> ④頭痛 <input type="checkbox"/> ⑤咽頭痛 <input type="checkbox"/> ⑥嘔吐 <input type="checkbox"/> ⑦倦怠感 <input type="checkbox"/> ⑧下痢	
その他			
保健所等記入欄	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日
	検査人員	検査体	検体提出月日

※学級閉鎖、学年閉鎖、休校が発生していない場合は提出不要です。

提出先 **健康教育・食育課保健係** ky-kansensyou@city.yokohama.jp

学校感染症による出席停止報告書
(令和 年 月分)

教育長	第 号 令和 年 月 日																				
	学校コード(5ケタ/半角) <input style="width: 100px;" type="text"/>																				
	区 名 <input style="width: 100px;" type="text"/> 学校コードを入力してください																				
	学 校 名 <input style="width: 100px;" type="text"/> 学校コードを入力してください																				
	校長氏名 <input style="width: 100px;" type="text"/>																				
集 計 表 <自動で計算されます>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">感染症名</th> <th style="width: 20%;">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 風疹</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>2 流行性耳下腺炎</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>3 麻疹</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>4 水痘</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> </tbody> </table>	感染症名	人数	1 風疹	0	2 流行性耳下腺炎	0	3 麻疹	0	4 水痘	0	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">感染症名</th> <th style="width: 20%;">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5 流行性角結膜炎</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>6 インフルエンザ</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>7 新型コロナウイルス感染症</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>8 その他</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> </tbody> </table>	感染症名	人数	5 流行性角結膜炎	0	6 インフルエンザ	0	7 新型コロナウイルス感染症	0	8 その他	0
感染症名	人数																				
1 風疹	0																				
2 流行性耳下腺炎	0																				
3 麻疹	0																				
4 水痘	0																				
感染症名	人数																				
5 流行性角結膜炎	0																				
6 インフルエンザ	0																				
7 新型コロナウイルス感染症	0																				
8 その他	0																				

学校保健安全法施行令第7条の規定に基づき次のとおり報告します。

学年	人数	感染症名	出席停止期間 (月 日 ~ 月 日)	指示年月日	その他参考 となる事項
		<感染症名を選択してください>	~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		

提出先 **健康教育・食育課保健係**

記入例

学校感染症による出席停止報告書

(〇〇年11月分) 集計分の月
(半角数字)

教育長	第 号 〇〇年12月 2日	
	学校コード 〇〇〇〇〇	学校保健事務 の手引き参照 (半角5ケタ)
	区 名 中区	
	学 校 名 あかいくつ 小学校	
	校長氏名 横 浜 港	公印は、 必要あり ません。

集 計 表 <自動で計算されます>

感染症名	人数	感染症名	人数
1 風疹	2	5 流行性角結膜炎	
2 流行性耳下腺炎		6 インフルエンザ	8
3 麻疹		7 新型コロナウイルス感染症	
4 水痘	3	8 その他	

毎月末日。翌月10日までに提出。

感染症別の人数が自動計算されます。

学年ごと、疾病別に 令第7条の規定に基づき次のとおり報告します。

学年	人数	感染症名	出席停止期間 (月 日～月 日)	指示年月日	その他参考 となる事項
1	2	インフルエンザ	11月 1日～11月25日	11月1日	
1	6	水痘	11月 8日～11月19日	11月8日	同学年に同じ疾病の児童生徒が複数いた場合、最初に出席停止指示を受けた児童生徒の1日目と、最後の児童生徒の出席停止終了日を記入してください。
2	2	インフルエンザ	11月 1日～11月30日	11月1日	
2	1	水痘	10月25日～11月 1日	10月25日	同学年、同一疾病の児童生徒が複数いた場合、学校長が最初に出席停止を指示した日を記入してください。
6	2	風疹	10月30日～11月14日	10月30日	
					停止期間が複数月になった児童生徒は、終了月に報告してください

毎月末日。翌月10日までに提出。

参考文例 1

保護者の皆様

令和 年 月 日

横浜市立〇〇〇学校
校 長 〇〇 〇〇

健康観察のお願い

日頃から本校の教育活動に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

市内においてインフルエンザ／新型コロナウイルス感染症の発生が確認されています。本校におきましても体調不良による欠席が増えています。

御家庭では、これまで通り健康観察をしていただき、体調不良が見られた場合は、登校を控えて十分休養していただくようお願いいたします。

御家庭におかれましては、引き続き次のことに御協力をお願いいたします。

- 1 健康観察を行い、発熱、せき、咽頭痛、鼻水、倦怠感、下痢・嘔吐等体調不良の場合は、無理に登校させず、十分休養をさせてください。
- 2 体調不良での欠席の際、発熱状況等を連絡してください。
(1) 熱や症状の様子 (〇時に検温したら〇℃だった。〇〇の症状がある。)
(2) 医療機関を受診したかどうか。受診した場合は、診断名、登校可能日。
- 3 基礎疾患 (ぜんそくなどの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など) があり、体調不良がある場合は、早目に医療機関を受診してください。
- 4 ふだんからせっけんを用いた正しい手洗い、うがいをし、せきが出る場合はマスクを着用するなどの「せきエチケット」をお願いいたします。
※「せきエチケット」とは…マスクの着用、せき・くしゃみをする場合は人がいない方に顔を向け、ティッシュなどで口を押さえること。
※使用したティッシュはすぐにゴミ箱 (ふた付きが望ましい) に捨て、手で押さえた場合は、すぐに手を洗いましょう。
- 5 免疫力を高めるためにも早寝、早起き、バランスのよい食事など規則正しい生活を心がけてください。

連絡先 横浜市立〇〇〇学校 電話〇〇〇—〇〇〇〇

参考文例 2

保護者の皆様

令和〇〇年〇月〇〇日

横浜市立〇〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖のお知らせとお願い

本日、〇年〇組において、インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症罹患者と体調不良による欠席者が〇名となりましたので、当該学級を次のとおり学級閉鎖いたします。

1 閉鎖学級 〇年〇組

(7)及び3その他 の理由により、土日祝日も閉鎖期間として明示し、感染拡大防止行動への協力を促す。

2 閉鎖期間 令和5年●月●日(●)から令和5年●月●日(●)まで

2 予防と感染拡大防止

- (1) 普段から、せっけんを用いたていねいな手洗い、うがいをし、せきができる場合はマスクを着用するなどの「せきエチケット」をお願いいたします。
- (2) 基礎疾患(ぜんそくなどの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など)があり、体調不良がある場合は、早目に医療機関を受診してください。
- (3) 体調不良時は不要不急の外出を避けてください。どうしても外出する必要がある場合は、マスクの着用、手洗い・うがいを徹底し、感染拡大予防をしてください。
- (4) 閉鎖の理由や外で遊んではいけない理由等を御家庭でもお子様に説明し、家の中で過ごすようにしてください。
- (5) 閉鎖中は、塾や習い事も休ませることが望ましいと考えられます。
- (6) 免疫力を高めるためにも早寝、早起き、バランスのよい食事など規則正しい生活を心がけてください。
- (7) 閉鎖学級の児童(生徒)は、特別クラブ活動(部活動)などの課外活動へは原則参加できません。

3 その他

- (1) 放課後キッズクラブ等への参加について
閉鎖学級の児童は体調不良の有無にかかわらず、「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ(学童)」「特別支援学校はまっ子ふれあいスクール」への参加はできません。
- (2) 中学校給食について
閉鎖した学級への提供は中止となりますので、各御家庭において注文キャンセルをお願いいたします。給食提供当日及び翌日のキャンセルはできませんが、本日16時までであれば翌々日分のキャンセルができます。

連絡先 横浜市立〇〇〇学校 電話〇〇〇—〇〇〇〇

参考文例 3

保護者の皆様

令和〇〇年〇月〇〇日

横浜市立〇〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症による学年閉鎖のお知らせとお願い

本日、〇学年において、インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症罹患者と体調不良による欠席者が〇名となりましたので、当該学年を次のとおり学年閉鎖いたします。

(7)及び3 その他 の理由により、土日祝日も閉鎖期間として明示し、感染拡大防止行動への協力を促す。

1 閉鎖学年 〇年〇組

2 閉鎖期間 令和5年●月●日(●)から令和5年●月●日(●)まで

3 予防と感染拡大防止

- (1) 普段から、せっけんを用いたていねいな手洗い、うがいを行い、せきがでる場合はマスクを着用するなどの「せきエチケット」をお願いいたします。
- (2) 基礎疾患(ぜんそくなどの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など)があり、体調不良がある場合は、早目に医療機関を受診してください。
- (3) 体調不良時は不要不急の外出を避けてください。どうしても外出する必要がある場合は、マスクの着用、手洗い・うがいを徹底し、感染拡大予防をしてください。
- (4) 閉鎖の理由や外で遊んではいけない理由等を御家庭でもお子様に説明し、家の中で過ごすようにしてください。
- (5) 閉鎖中は、塾や習い事も休ませることが望ましいと考えられます。
- (6) 免疫力を高めるためにも早寝、早起き、バランスのよい食事など規則正しい生活を心がけてください。
- (7) 閉鎖学年の児童(生徒)は、特別クラブ活動(部活動)などの課外活動へは原則参加できません。

4 その他

- (1) 放課後キッズクラブ等への参加について
閉鎖学年の児童は体調不良の有無にかかわらず、「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ(学童)」「特別支援学校はまっ子ふれあいスクール」への参加はできません。
- (2) 中学校給食について
閉鎖した学年への提供は中止となりますので、各御家庭において注文キャンセルをお願いします。給食提供当日及び翌日のキャンセルはできませんが、本日16時までであれば翌々日分のキャンセルができます。

連絡先 横浜市立〇〇〇学校 電話〇〇〇—〇〇〇〇

参考文例 4

保護者の皆様

令和〇〇年〇月〇〇日

横浜市立〇〇〇〇学校
校 長 〇〇 〇〇

インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症による臨時休校のお知らせとお願い

本日、本校において、インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症罹患者と体調不良による欠席者が〇名となりましたので、次のとおり臨時休校いたします。

(7)及び3その他の理由により、土日祝日も
閉鎖期間として明示し、感染拡大防止行動への協力を促す。

1 臨時休校期間 令和5年●月●日(●)から令和5年●月●日(●)まで

2 予防と感染拡大防止

- (1) 普段から、せっけんを用いたていねいな手洗い、うがいを行い、せきがでる場合はマスクを着用するなどの「せきエチケット」をお願いいたします。
- (2) 基礎疾患（ぜんそくなどの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など）があり、体調不良がある場合は、早目に医療機関を受診してください。
- (3) 体調不良時は不要不急の外出を避けてください。どうしても外出する必要がある場合は、マスクの着用、手洗い・うがいを徹底し、感染拡大予防をしてください。
- (4) 休校の理由や外で遊んではいけない理由等を御家庭でもお子様に説明し、家の中で過ごすようにしてください。
- (5) 休校中は、塾や習い事も休ませることが望ましいと考えられます。
- (6) 免疫力を高めるためにも早寝、早起き、バランスのよい食事など規則正しい生活を心がけてください。
- (7) 児童（生徒）は、特別クラブ活動（部活動）などの課外活動へは原則参加できません。

3 その他

- (1) 放課後キッズクラブ等への参加について
「放課後キッズクラブ」「特別支援学校はまっ子ふれあいスクール」は、休校中はお休みとなります。
- (2) 放課後児童クラブ（学童）への参加について
「放課後児童クラブ（学童）」については各学童にお問い合わせください。
- (3) 中学校給食の提供は中止となりますので、各御家庭において注文キャンセルをお願いします。給食提供当日及び翌日のキャンセルはできませんが、本日16時までであれば翌々日分のキャンセルができます。

連絡先 横浜市立〇〇〇学校 電話〇〇〇—〇〇〇〇

「学校における感染症対策実践事例集」(令和4年3月公益財団法人日本学校保健会)より抜粋
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/258>

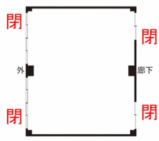
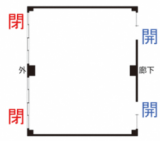
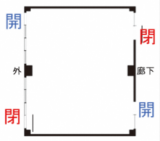
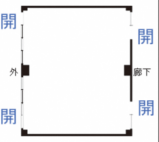
◇常時換気の方法

廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができます。なお、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度を目安としますが、上の小窓や廊下側のらん間を全開にするなどの工夫も考えられます。また、廊下の窓も開けることも必要です。

参考 窓・扉の開放による効果

12月初旬の小学校の教室における窓・扉の開放による効果を換気回数を指標として検討した結果を示す。

- ・換気回数：教室の空気が1時間に何回外気と入れ換わったかを示す。今回の教室に教員1人と児童(高学年)35人が在室している場合、学校環境衛生基準のCO2濃度1,500ppm以下を保持するためには、計算上3.18回/h必要である。
- ・窓・扉が全閉の教室(Case1-1)ではほとんど換気は行われていないが、扉を開放するだけでも約2.0回/hの換気が得られる(Case1-2)。
- ・対角線上に窓と扉を1か所ずつ10cm開けたCase1-3の方が、扉を全開放したCase1-2よりも換気効果が高く、さらに開口箇所をもう1か所ずつ多くすることで約3.0回/hの換気が得られるようになる(Case1-4)。

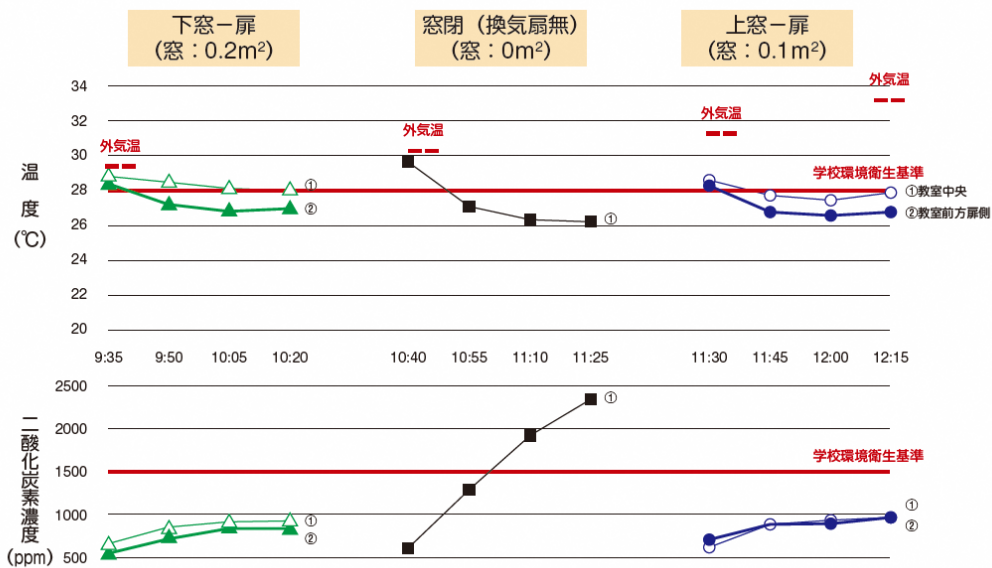
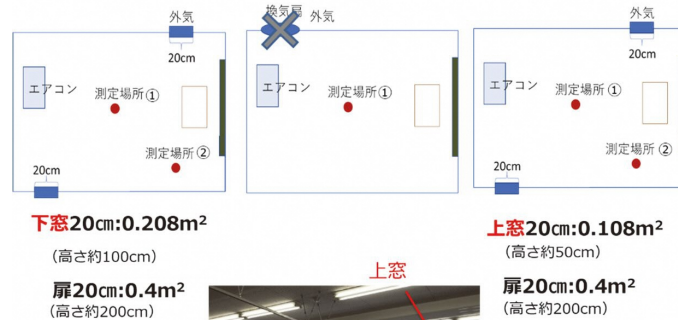
	Case1-1	Case1-2	Case1-3	Case1-4
窓・ドアの開閉状況	窓・ドアとも全閉	ドア開放のみ	対角線上で窓・ドアを10cm開放	窓・ドアを10cm開放
				
換気回数[回/h]	0.34	1.82	2.25	2.97

資料提供：東京理科大学 倉淵隆教授

参考 エアコン使用下での窓開けによる換気の効果

9月初旬の小学校6年生の教室において、エアコン使用下での窓開けによる換気の効果について検討した結果を示す。

1. 対角（下窓-扉） 2. 窓閉・換気扇無 3. 対角（上窓-扉）



- ・ 窓を閉めた状態では、授業開始後約20分で教室中央での二酸化炭素濃度測定値が1,500ppmを超えており、換気が不十分であることが示唆された。
- ・ 対角線上に運動場側の窓と廊下側の扉を開放し、連続換気したところ、いずれの条件においても二酸化炭素濃度は1,000ppm以下に保たれた。
- ・ 上窓を開放する方が、開放面積が小さいため冷暖房効率が良いと考えられる。また、庇があるため雨が降っても開放でき、冬でも児童に直接冷たい外気が当たらないことから、上窓の開放が望ましいと考えられる。

資料提供：横浜薬科大学 田口真穂准教授

◇常時換気が困難な場合の方法

常時換気が困難な場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にします。

スーパーコンピュータ「富岳」によるエアコン使用時の換気のシミュレーションにおいて、①運動場側の窓を全て左右20cm開け、廊下側の前後の扉を40cm開けた場合、②運動場側の窓を全て左右20cm開け、廊下側の欄間を全開した場合はともに2分程度で室内の空気の入換えが可能であることが示されています。

参考 教室内の二酸化炭素濃度の上昇

教室（容積180m³）に教師1人及び児童生徒40人が在室している場合、窓を閉め切り換気が行われていない場合、計算上、小学校低学年では約26分、小学校高学年及び中学生では約18分、高校生では約14分で教室内の二酸化炭素濃度は学校環境衛生基準の1,500ppmに達します。

◇二酸化炭素濃度測定器の使用について

二酸化炭素濃度測定器を使用することで、二酸化炭素濃度を可視化し、教室等の換気状態の参考にすることができます。

- 二酸化炭素濃度測定器の設置場所
 - ・人の呼気が当たる場所や開いた窓の付近は避けて設置します。
 - ・黒板消しクリーナーのそばに設置する場合は、二酸化炭素濃度測定器を移動させた上で、黒板消しクリーナーを使用します。

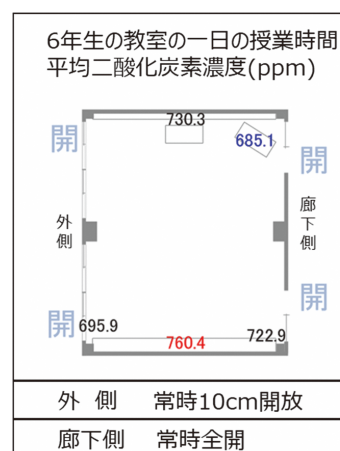
参考 二酸化炭素濃度測定器の設置場所について

小学校の教室で二酸化炭素濃度測定器の設置場所（教師用机、黒板、外の窓付近のロッカーの上、ロッカーの真ん中、廊下側掃除用ロッカーの上）について検討した結果を示す。

- ・廊下側開口部付近である教師用机の上と、外の窓付近のロッカーの上の二酸化炭素濃度は他よりも低い。
- ・黒板上、ロッカー真ん中、廊下側掃除用ロッカー上での二酸化炭素濃度に大きな違いはない。

二酸化炭素濃度測定器の設置場所は、開口部付近を避けることが重要です。

開口部付近以外の二酸化炭素濃度は大きく変わることはないので人の呼気の当たらない場所や担任が二酸化炭素濃度を確認しやすい場所を選ぶようにします。



◇サーキュレーターの使用について

サーキュレーターを使用することで、空気の流れを作り、教室内の換気を補助することができます。なお、サーキュレーターによる換気効果は限定的であり、窓開けによる換気を基本とし、雨天時やエアコンの使用などで窓が開けられない場合や少ししか開けられない場合に補助的に使用します。

児童生徒等によるサーキュレーターへの接触の防止や転倒防止等、安全に配慮し、また、適切に換気が行われているか二酸化炭素濃度測定器を使用して、換気の程度を確認すると良いでしょう。

参考 サークュレーターの設置場所とその効果

12月初旬の小学校の教室（窓は全閉、廊下側の扉は全開、エアコン未使用）におけるサーキュレーターの換気効果を、換気回数を指標として検討した結果を示す。

- ・換気回数：教室の空気が1時間に何回外気と入れ換わったかを示す。

今回の教室に大人1人と児童（高学年）35人が在室している場合、学校環境衛生基準のCO2濃度1,500ppm以下を保持するためには、計算上、3.18回/h必要である。

○サーキュレーターを1台使用した場合の効果

- ・ドアの開口部から少し離れた場所（40cm程度）（Case2-1, Case2-2）に設置した方が、開口部から離れた場所（Case2-3）に設置するよりも換気効率が良く、約3.0回/hの換気が得られている。

	Case2-1	Case2-2	Case2-3
サーキュレーターの位置 向き	開口部ドアから教室側40cm 教室→廊下	開口部ドアから廊下側40cm 廊下→教室	黒板の窓側ラック上 対角線方向
(窓：全閉、ドア：全開)			
換気回数[回/h]	2.80	2.97	2.25

●：サーキュレーターの設置場所 →：サーキュレーターの風向き

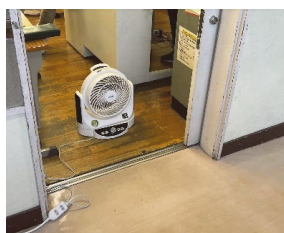
○サーキュレーターを2台使用した場合の効果

- ・サーキュレーターを2台とも教室から廊下に向けて設置した場合（Case3-1）、1台設置した場合（Case2-1）に比べて換気効果に大きな変化は見られなかったが、空気のおどみが改善した（データ未掲載）。
- ・サーキュレーターを1台は対角線方向に、もう1台は教室から廊下方向に設置した場合（Case3-2）、1台だけを対角線方向に設置した場合（Case2-3）に比べて換気効果が高くなり、空気のおどみも改善された（データ未掲載）。

- サーキュレーターを1台は教室から廊下向きに、もう1台は廊下から教室向きに設置した場合（Case3-3）、今回の条件の中で空気環境が最も改善された。

	Case3-1		Case3-2		Case3-3	
サーキュレーターの位置 向き	開口部ドアから 教室側40cm 教室→廊下	開口部ドアから 教室側40cm 教室→廊下	黒板の窓側 ラック上 対角線方向	開口部ドアから 教室側40cm 教室→廊下	開口部ドアから 教室側40cm 教室→廊下	開口部ドアから 廊下側40cm 廊下→教室
(窓：全閉、ドア：全開)						
換気回数[回/h]	2.90		2.52		3.23	

●：サーキュレーターの設置場所 →：サーキュレーターの風向き



実験時の様子

サーキュレーターの設置場所は、電源の場所やスペースも含めて判断することになりますが、サーキュレーターの風が児童生徒等に直接当たらずにより良い学習環境を保つことができる、Case2-1やCase3-1が使用しやすいケースだといえます。

なお、首振り機能や風の角度は換気効果に大きな影響は認められませんでした（データ未掲載）。

左の写真は床に置いていますが、児童生徒がぶつからないように適宜配慮するようにします。

資料提供：東京理科大学 倉渕隆教授

1) インフルエンザ



(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)

急激に発症し、流行は爆発的で短期間に広がる感染症である。規模はいろいろだが、毎年流行している。しばしば変異（型変わり）を繰り返してきた歴史があり、今後とも注意を要する。合併症として、肺炎、脳症、中耳炎、心筋炎、筋炎などがある。特に幼児、高齢者などが重症になりやすい。

毎年12月頃から翌年3月頃にかけて流行する。A型もB型も大規模な全国流行を起こすことがある。流行の期間は比較的短く、一つの地域内では発生から3週間以内にピークに達し、ピーク後3-4週間で終息することが多い。

病原体	インフルエンザウイルスA (H3N2) (A香港型)、B型のほか、2009年に世界的流行（パンデミック）を起こしたA (H1N1) pdm09。
潜伏期間	平均2日（1-4日）
感染経路・感染期間	飛沫 ^{まつ} 感染。接触感染もある。感染期間は発熱1日前から3日目をピークとし7日目頃まで。しかし低年齢児では長引くという報告がある。
症状・予後	悪寒、頭痛、高熱（39-40℃）で発症。頭痛とともに咳、鼻汁で始まる場合もある。全身症状は倦怠感 ^{けん} 、頭痛、腰痛、筋肉痛など。呼吸器症状は咽頭痛 ^{おの} 、咳、鼻汁、鼻づまりなど。消化器症状が出現することもあり、嘔吐、下痢、腹痛がみられる。脳症を併発した場合は、けいれんや意識障害を来し、死に至ることや、後遺症を残すこともある。また、異常行動や異常言動が見られることもある。
診断	鼻咽頭ぬぐい液を用いた抗原の迅速診断キットがあり、発症翌日が最も検出率に優れているが、それでも偽陰性（インフルエンザであっても検査上は陰性になること）を示すこともある。
治療	抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル、ザナミビル、ラニナミビル、ペラミビル等）を発症48時間以内に投与すると解熱までの期間短縮が期待できる。アスピリンやジクロフェナクナトリウム、メフェナム酸などの解熱剤の使用は、脳症の重症化に関係する可能性があり、解熱剤を使用するのであればアセトアミノフェンを選択する。
予防法・ワクチン	一般的な飛沫 ^{まつ} 感染対策（マスク、手洗い等）に加えて、インフルエンザワクチンの接種が有効。小児では任意接種であり生後6か月から接種可能。小児においても統計学的に有意な予防効果が認められる。特に、インフルエンザり患時にハイリスクとなる基礎疾患を持つ人への接種が勧められている。また、流行時には臨時休業も流行の拡大予防あるいは低下に有効。
感染拡大予防法	流行期に発熱と呼吸器症状が生じた場合は欠席し、安静と栄養をとるとともに、症状に応じて受診を促す。り患者は飛沫を介して感染を拡大しないように、外出を控え、必要に応じてマスクをする。
登校（園）基準	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする（幼児にあっては、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで）。抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止である。

「学校において予防すべき感染症の解説（日本学校保健会）」より抜粋

○新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルスに関する最新の情報は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(2020年 9月-)

区福祉保健センター連絡先一覧

区名	電話連絡先	様式1・2の報告先
	福祉保健課健康づくり係	感染症業務アドレス
鶴見区	510-1832	tr-kansenshou@city.yokohama.jp
神奈川区	411-7138	kg-kansen@city.yokohama.jp
西区	320-8438	ni-kenkou@city.yokohama.jp
中区	224-8332	na-kenkou@city.yokohama.jp
南区	341-1185	mn-kansen@city.yokohama.jp
港南区	847-8438	kn-kenko@city.yokohama.jp
保土ヶ谷区	334-6345	ho-kenkou@city.yokohama.jp
旭区	954-6146	as-kansensho@city.yokohama.jp
磯子区	750-2445	is-kansen@city.yokohama.jp
金沢区	788-7840	kz-kansen@city.yokohama.jp
港北区	540-2362	ko-kansen@city.yokohama.jp
緑区	930-2357	md-kansensho@city.yokohama.jp
青葉区	978-2438	ao-kenkou@city.yokohama.jp
都筑区	948-2350	tz-hokenjo@city.yokohama.jp
戸塚区	866-8426	to-kansen@city.yokohama.jp
栄区	894-6964	sa-kansen@city.yokohama.jp
泉区	800-2445	iz-kenko@city.yokohama.jp
瀬谷区	367-5744	se-kenkou@city.yokohama.jp

横浜市市有地を活用した中学校給食事業における 運営事業者選定評価委員会の設置について

1 趣旨

横浜市中学校給食事業では、「横浜市中期計画 2022～2025」に基づき、令和 8 年度からの全員給食の実施に向けて、デリバリー方式により全生徒・教職員分の約 83,000 食の供給体制を確保していくこととしています。このうち約 30,000 食については、市有地を活用して工場を新設することで供給体制を確保することとしており、工場整備及び令和 8 年度からの調理・配送業務を担う運営事業者を公募型プロポーザル方式により募集・選定していきます。

そこで、公募型プロポーザル実施要領の内容及び運営事業者の評価選定に関して調査審議するため、横浜市学校保健審議会（以下「審議会」という。）の部会として、横浜市市有地を活用した中学校給食事業者選定評価委員会を設置します。

2 公募型プロポーザルの実施

給食工場の新設には 2 年間に要するため、令和 5 年 8 月頃を目途に令和 8 年度以降の中学校給食の実施に関する公募型プロポーザルを実施していく予定です。

3 主な審議内容

- (1) 公募型プロポーザル実施要領の内容に関する事
- (2) 運営事業者の選定方法に関する事
- (3) 運営事業者の選定に関する事
- (4) 運営事業者決定後の事業評価に関する事
- (5) その他必要な事項

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|------------|-----------------|
| 令和 5 年 6 月 | 委員の任命 |
| 7 月 | 第 1 回選定評価委員会の開催 |
| 8 月頃 | 事業者公募開始 |
| 10 月 | 第 2 回選定評価委員会の開催 |
| 11 月頃 | 運営事業者の決定 |

今後の中学校給食の在り方（方向性）について

現在の中学校給食の契約期間が終了する令和7年度末を見据え、横浜市中期計画 2022-2025（原案）の中で、今後の中学校給食の在り方（方向性）をお示ししました。この方向性に基づき、市有地の活用を含めた供給体制の確保や「新しい横浜の中学校給食（仮称）」の実現に向けた制度設計、食育の更なる推進に取り組んでまいります。

1 今後の中学校給食の方向性について

横浜市中期計画 2022-2025(原案)

政策5 子ども一人ひとりを大切にされた教育の推進

学校給食法の趣旨を踏まえ、デリバリー方式によりすべての生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた体制を確保します。

主な施策 すべての生徒が満足できる中学校給食の実現

- ・中学校給食の利用を原則とし（アレルギーへの対応などによる家庭弁当の選択も可）、デリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた準備を進めます。
- ・地産地消の推進、地域の郷土料理、行事食や生徒考案メニューなど、食材や献立を充実し、安全・安心で質の高い給食を提供することで給食を教材とした食育を推進します。

施策指標 中学校給食の供給体制

直近状況：最大 40%（令和4年度）

目標値：全員に供給できる体制の確保が完了（令和7年度末）

⇒令和4年9月13日の常任委員会で報告した、横浜市中期計画 2022-2025（素案）からの変更はありません。

2 方向性の考え方について

(1) 「選択制」から「原則」への移行 〈方向性を実現する目的〉

学校給食法では、学校給食は「生徒の心身の健全な発達に資するもの」であり、且つ「食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」とされています。このような目的を踏まえ、学校給食実施基準では学校給食は「当該学校に在学する全ての生徒に対して実施されるもの」とされています。また、共働き家庭の増加などの社会状況の変化という観点からも、給食の必要性は高まっており、令和4年6月に実施したアンケート結果でも、生徒・保護者ともに「家庭弁当を作ることを負担」だと捉えている割合が高いということが、改めて確認することができました。

これまででは、現在の本市の供給体制は40%までとなっており、全員が希望しても対応できない状況がありました。今回の検討により、全生徒・教職員の合計 83,000 人分の供給体制を確保できる見通しが立ったので、学校給食法の趣旨を踏まえ「中学校給食の利用を原則」とします。

(2) 実施方式について 〈方向性を実現するための手段〉

【実施方式の検討にあたっての検討項目・考え方】

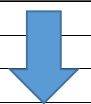
(素案) 報告資料の再掲

- ① 全生徒・教職員の合計、約 83,000 人の供給体制を確保する
- ② 現在のデリバリー型給食の契約期間が終了する令和7年度末を見据え、実現可能な方式・手法を検討する
- ③ 新たな給食の開始時期は、極力全市一律に実施する
- ④ 公平性・効率性の観点から、給食の提供内容は、地域毎・学校毎で差が生じないようにする
- ⑤ 将来にわたり持続可能な事業となるよう、民間事業者の活用や市有地を活用する際は借入を見込むなど、将来的な財政負担を極力少なくする

本市は政令市最大の生徒・教職員数を抱えていると同時に一人当たりのグラウンド面積が最も狭いことが特徴で、市会でも長きにわたり様々な議論を重ねてきましたが、全生徒・教職員 83,000 人分の供給体制を確保することが、本市にとって一番の課題でした。

現在のデリバリー型給食の契約期間が終了する令和7年度末を見据えた「実現可能性」や、「実施時期や提供内容で差が生じない」、「配膳時間を極力短くし教育活動の時間を確保する」という生徒への教育的観点に加え、将来にわたり持続可能な事業としていくためには、長期的な財政負担を極力少なくする、少子高齢化が進む中で将来の生徒数への増減に柔軟に対応できる手法であることが重要だと考えます。このような状況や実現可能性を総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式を選択しました。

【令和8年度に向けた事業者公募スケジュール（イメージ）】

	現在のデリバリー型給食	令和8年度以降の提供に向けた準備
令和4年度		方針決定
令和5年度		事業者公募・決定
令和6年度		<u>工場新設等準備期間（最低2年）</u>
令和7年度		
令和8年度		<u>新たな契約による給食提供開始</u>

※令和4年12月に中期計画（原案）の議決を得られた場合の想定

(3) サウンディング調査（第2回目）の結果 ※詳細は別紙参照

サウンディング調査（第2回目）の結果、デリバリー方式であれば、全生徒・教職員分の供給体制が確保できる見通しが立つことを改めて確認しました。

【参入意欲のある事業者数の把握】

デリバリー方式：10社（うち市内に本社：3社、市内に製造工場：無し）
⇒うち、市内に製造工場を新設する意向がある事業者 6社
市外に製造工場を新設する意向がある事業者 1社

製造可能食数 (見込み)

- 既存工場 (改修増築等含む) : 43,000 食
- 民有地での工場新設 : 12,000 食~37,000 食 (用地確保済の事業者は1社のみ)
- 市有地での工場新設 : 30,000 食~40,000 食 (市内に1~2か所の市有地を確保した場合)

⇒エリアの重複や競争性の確保、検討の具体性等の観点で踏まえると、民間事業者が主体となる供給体制に加え、**市有地を活用した工場新設が必要**となります。引き続き、**候補地の調整**を進めるとともに、**事業者公募スキーム (契約期間など) に関する検討**を進めます。

(4) 一人ひとりへの配慮の方向性 ~給食以外の利用を可とする考え方~《方向性の実現に向けた制度設計》

生徒の成長を支える体づくり・食育の観点や、「すべての生徒を対象とする」学校給食法の趣旨を踏まえると、「原則」の範囲を検討する際は、「好き・嫌い」にかかわらず、**基本的には給食を利用していただくことを前提**とします。一方、様々な事情を持つ生徒・ご家庭に対しては十分に配慮する必要がありますので、「原則」の範囲・対応策についての考え方を次のとおりまとめました。

①給食の提供に際して、様々な配慮をする必要がある生徒

- ・食物アレルギーで除去食等が提供できない生徒
- ・宗教や信念上の食事制限に対して代替食等が提供できない生徒

⇒卵・乳・小麦等、小学校の給食と同様に除去食の提供は行う予定ですが、それでも対応が難しい場合には、家庭弁当等の持参を依頼します。

②量が足りない、もっと食べたいと感じている生徒

- ・「学校給食摂取基準」の範囲を超える栄養摂取が必要な生徒 (活動量が多い等)

⇒1食分の給食を食べた上で、不足分については、家庭から副食の持参等も可とします。 ※量の調整(おかわりやおかずの大盛り等)のできる制度や運用も検討

③量が多い、食べきれないと感じている生徒

- ・「学校給食摂取基準」の範囲を下回る生徒 (量が多い感じる生徒)

⇒必要な栄養をバランスよく摂取することの必要性や最低限必要な摂取量に関する食育を推進するなかで、給食の利用に対する理解を求めてまいります。 ※その上で、食べきれないと感じる場合には、量の調整できる制度や運用を検討

3 「新しい横浜の中学校給食 (仮称)」の実現に向けて

- (1) 生徒に満足してもらえる給食を目指して
- デリバリー方式には他の方式と比べ、「**バラエティに富んだ献立を提供できる**」、「**配膳時間を短くできる**」、「**民間事業者の力を最大限活用することで財政負担を軽減できる**」**「将来の生徒数の増減にも柔軟に対応できる、持続可能な供給体制を構築できる**」という特徴があります。
- サウンディング調査 (第2回) により**事業者から提案があったアレルギー対応や量の調整などの検討を更に進め** (詳細は別紙参照)、「新しい横浜の中学校給食 (仮称)」を実現するための検討・準備を進めます。

「新しい横浜の中学校給食 (仮称)」の実現に向けて

おいしく
ワクワク

「**副菜の献立改善**」や余ったおかずを活用した「**おかわり**」等による「**一人ひとりに合わせた量の調節**」等、今まで以上に「**楽しい給食時間**」を目指します。※**温かいおかずの提供**については、引き続き検討します。

時間の確保

配膳時間を短くできる特徴を活かし、「**食べる時間の確保**」「**食育の推進**」「**放課後活動の充実**」など、限られた学校での時間を有効活用できるよう、ハード面、ソフト面で**配膳環境の充実**を目指します。

民間活力の活用

民間事業者の力を最大限活用することで、**財政負担を軽減**し、**地域での雇用を創出**します。また、**将来の生徒数の増減にも柔軟に対応**できる、**持続可能な供給体制を構築**します。

(2) 食育の更なる推進

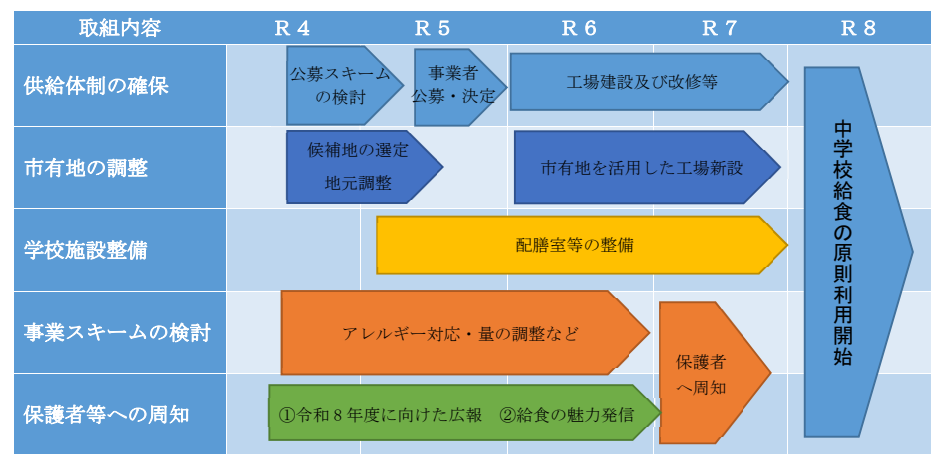
アンケート調査結果では、**中学校給食の意義や食育に関する取組について生徒に十分理解されていない事や、栄養バランスを重要視する生徒ほど、給食の満足度が高い傾向**だということが分かりました。

今後は、地産地消の推進、地域の郷土料理、行事食や生徒考案メニューなど生徒の学びにつながる献立の作成に加え、**各学校の実情に合わせて活用可能な食育の学習教材の作成や、教職員研修の実施など、幅広く食育の推進**を行ってまいります。

また、中学生や教職員だけに留まらず、保護者や市民に向けても、家庭や地域での食育を推進する環境づくりにつながるように、**InstagramをはじめとしたSNSや広報誌など様々な媒体を活用して中学校給食の取組や食に関する情報の発信**などを行ってまいります。

4 実現に向けたロードマップ (案) について

今後の中学校給食の在り方 (方向性) に基づく中学校給食の実現に向けて、以下のスケジュール (案) のとおり検討等を進めてまいります。



※令和4年12月に中期計画 (原案) の議決を得られた場合の想定